

金属劳協

2025年産業政策要求

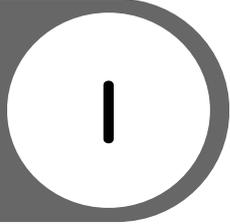
2025年4月策定

全日本金属産業労働組合協議会（金属劳協 / JCM）



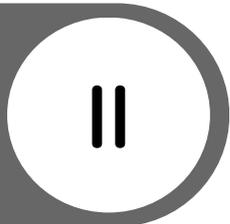


産業政策要求 要求項目



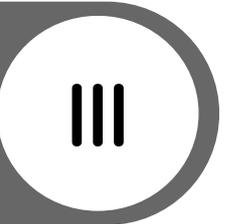
ものづくり産業を支える人材政策

- 1. 将来にわたりものづくり産業を支える人材の確保・育成 . . . P 8
- 2. 大変革に対応するための人材育成 P 9



ものづくり産業の基盤強化政策

- 1. 独占禁止法、下請法の強化 P24
- 2. 適正取引ルールの周知徹底 P24
- 3. 労務費、原材料、エネルギーなどの価格転嫁 P24
- 4. 公正な移行の実現のための企業再編、業態転換 P25



将来に向けた成長力強化政策

- 1. カーボンニュートラル達成に向けた
技術開発と社会実装の加速化 P38
- 2. 安定的かつ低廉な電力供給 P39
- 3. A I 政策の策定と D X の推進 P39

継続課題 P63

＜は じ め に＞

金属産業では、人材の確保・育成、DXやGXなど大変革への対応、適正取引の推進などの取り組みにより、産業の成長力を高め、競争力を強化していくとともに、産業構造の転換に際しては、「公正な移行」を果たしていくことが必要となっています。

金属労協は従来から、

* 民間産業に働く者の観点

* グローバル産業であり、かつわが国の基幹産業であるものづくり産業に働く者の観点

* なかでも、その中心たる金属産業に働く者の観点

に立って、産業政策課題に取り組んできましたが、引き続きこれを堅持し、ものづくり産業・金属産業の健全な発展とそこに働く者の生活向上に向け、取り組みを強化していきます。

具体的には、金属労協「2025年産業政策要求」では、「2024年産業政策要求」より幅広い分野の政策課題の解決を目指す観点から、

I. ものづくり産業を支える人材政策

II. ものづくり産業の基盤強化政策

III. 将来に向けた成長力強化政策

という3つの柱の下に考え方を整理しました。これらの政策課題の解決に向け、強力な取り組みを推進していきます。

また、単年度での解決が難しい政策課題に関しては、「継続課題」として引き続き重要な政策課題としてとらえつつ、当面、現在の動向を注視し、必要に応じて、具体的な要求を行っていくこととします。

金属労協は、政策の実現に向けて各府省などへの要請活動を強力に展開していきます。また政治顧問との連携を一層強化し、政策への反映を図るとともに、国会議員、経営者団体、その他関係各方面への情報提供・理解促進に努めていきます。

金属労協「2025年産業政策要求」

I. ものづくり産業を支える人材政策

金属労協2025年産業政策要求

I. ものづくり産業を支える人材政策

- * 人材の獲得競争が激化しており、人材の確保・定着は金属産業のバリューチェーン存続にかかわる課題となっています。また、金属産業は中小企業も含めたバリューチェーン全体として強みを発揮しており、産業全体で人材の確保・育成に取り組む重要性が増しています。
- * 近年、国際情勢の複雑化や社会構造の変化等により経済安全保障の重要性が高まっており、その実現には金属産業が大きく関わっています。政府は、半導体、蓄電池、LNG、先端電子部品など12分野を安定供給に向けた支援を行う「特定重要物資」として指定しており、これらの産業を支える人材の確保・育成についても、取り組みを強化していく必要があります。
- * 公立専門高校に対する産業教育設備費については、都道府県の予算で行うことになっていますが、実験実習設備は老朽化が指摘される一方、予算の制約により、更新や修繕が困難な状況にあります。産業の大変革の下で、工業高校の重要性もますます高まる中、国としても支援を検討していくことが重要です。
- * 特定最低賃金は、関係労使のイニシアティブを重視しながら、公労使三者構成の下で、地域別最低賃金を上回る最低賃金を設定する制度です。しかしながら、近年、一部の使用者側委員が根拠を示さないまま強硬に反対し、当該産業労使の意見を反映しない中で、金額改正ができない結果となるケースが増加しています。制度の趣旨を踏まえた適切な審議を行うためには、厚生労働省の役割が重要となっています。
- * 外国人技能実習制度に代わり、育成就労制度が2027年4月に施行されることになりました。これにより、外国人労働者の本人意向による転籍が認められるものの、同一機関での1～2年の就労や一定水準の日本語能力が求められることなど、転籍要件の厳しさから、人権面での問題が指摘されています。労働者の権利保護の強化を大前提とし、労働者にとって魅力ある労働条件に改善するため、引き続き制度の見直しを進める必要があります。また、外国人労働者の受け入れにあたっては、産業・企業の生産性向上、国内の多様な人材の活躍、賃金引き上げの取り組みが停滞することのないように制度設計をするとともに、その運用を厳格に行っていく必要があります。
- * DX、GXに加え、生成AIの急速な発展など、科学技術・イノベーションに関する国際的な競争が激化する中、わが国としてもこれらに積極的に対応していくことにより、引き続き競争力を強化していく必要があります。一方、DXなど大変革での主体となりうる高度人材はあらゆる分野で不足しています。DXを推進できる人材はベンダー企業に偏在しており、ユーザー企業側でもDXを推進できる人材を育成していく必要がありますが、DX人材育成の道筋となる資格試験はベンダー向けに偏っており、その見直しが重要です。
- * 経済、社会、産業構造の急激な変化が雇用に悪影響を及ぼさないための対策、いわゆる「公正な移行」の実現を図る必要があります。政府は、2025年2月に策定した「2040ビジョン」で公正な移行について、「関係省庁が連携し、マッチング支援を含む成長分野等への労働移動の円滑化支援、在職者のキャリアアップのための転職支援やリスクリング支援」など、転職

など労働移動の円滑化を掲げています。しかしながら、公正な移行は必ずしも労働移動を伴うものではなく、まずは企業が主体となる事業構造の転換や業務の変化に対応するためのリスキングに対して、支援を強化する必要があります。それとともに、すべての働く者がリスキングに取り組むことができる環境を整備し、「公正な移行」の実現に結び付けていく必要があります。

＜要 求 項 目＞

1. 将来にわたりものづくり産業を支える人材の確保・育成

- 理系人材・技能系人材の確保・育成に取り組むこと。とりわけ、高卒就職者の減少、工業高校への入学希望者の減少などによる技能系人材の不足については、足下と将来の人材不足への対応を強化すること。
- 技能系の職種において女性が働きやすい職場づくりを推進・支援するとともに、ものづくり産業には性別、年齢、国籍問わず多様な人材が活躍すべき場があることを積極的に発信すること。
- 工業高校の産業教育設備について、IT化・オンライン対応のみならず、汎用工作機械なども含め、国と地方自治体が一体となって整備していくこと。デジタル技術をものづくりの実習に積極的に活用し、デジタル化が進むものづくりへの対応とDXの推進に向け、設備の充実を図り、デジタル技術を有効に活用することに資するカリキュラムを構築すること。

＜具体的施策例＞

- ・公立専門高校における産業教育設備を整備するため、国として、産業教育設備の新規購入・更新・修繕に対する新たな補助を創設する。
- ものづくりマイスター制度を活用した工業高校や中小企業での実技指導の周知や活用拡大を促進すること。
- 特定最低賃金について、地方最低賃金審議会の審議において、当該産業労使が主体となって、必要性審議、金額審議ができるよう留意すること。地方最低賃金審議会委員が特定最低賃金の審議に必要と判断するデータ・情報に関しては、速やかに提供すること。
- 育成就労制度について、外国人労働者の人権の保障、適正な賃金・労働諸条件、良好な職場環境・生活環境を確保するなど、権利保護を強化すること。受け入れにあたっては、産業・企業の生産性向上、国内の多様な人材の活躍、賃金引き上げの取り組みが停滞しないようにすること。

＜具体的施策例＞

- ・悪質な受け入れ企業における制度の利用を禁止する。
- ・本人意向の転籍が制限される期間を全ての業種で1年とする。
- ・本人意向の転籍や特定技能への移行に関する日本語能力の要件については、業務に必要な範囲を超えることにより、これを妨げないようにする。
- ・育成就労制度の受け入れ分野となる特定産業分野については、生産性の向上、国内の

多様な人材の活用、賃金・労働諸条件の向上が図られているにもかかわらず、国内人材が確保できないことについて、公的統計や必要に応じた調査により立証する。また定期的に検証することで受け入れ分野における産業課題を明らかにし、必要に応じて支援策を検討する。

2. 大変革に対応するための人材育成

○事業構造の転換や業務の変化に対応するため、リスクリングの推進については、転職を前提としない政策に重点を置くこと。

<具体的施策例>

- ・経済産業省が2024年まで実施していた「高等教育機関における共同講座創造支援事業」のような、転職を前提とせず、産学が連携して実施する人材育成事業を一層推進する。また、このようなリスクリングに関する補助金について、処遇反映枠を拡大する。

- 将来の産業界の姿と必要とされる人材像について、産業界の意見を踏まえた上で示すこと。
- O F F - J Tの時間を確保するための労働時間削減や休暇増等の企業が行うべき取り組みを推進すること。
- 産業雇用安定センターの「在籍型出向・スキルアップ支援コース」など、I T企業とユーザー企業との人材交流を活発化させる仕組みを検討し、ユーザー企業におけるI Tリテラシーの向上を図ること。
- 大学や専門職大学、専門職大学院において、D Xに関わる履修証明プログラムや職業実践力育成プログラムを充実させ、現役世代のリスクリングを後押しすること。また、専門職大学等ものづくりに特化した大学の具体的なキャリアパスを含め、学生が卒業した後の進路の事例収集・発信に努めること。
- ベンダーのみならず、ユーザー企業のD Xの推進に資する人材を確保・育成するため、受験しやすい試験方法への見直しや、「情報処理技術者試験」の体系や内容を見直すこと。

<具体的施策例>

- ・仕事をしながら資格取得することを容易にするため、試験の実施方法をC B T（コンピューターを使用した試験方式）で実施するなど試験機会を増やす工夫をする。
- ・経済産業省が策定した「デジタルスキル標準」を参照し、「I Tパスポート試験」の次の段階に相当する水準の試験区分や、ビジネスアナリシス、データサイエンス、A I等を活用できるユーザー企業の高度なD X推進人材に対応する試験区分を新設する。

＜背景説明＞

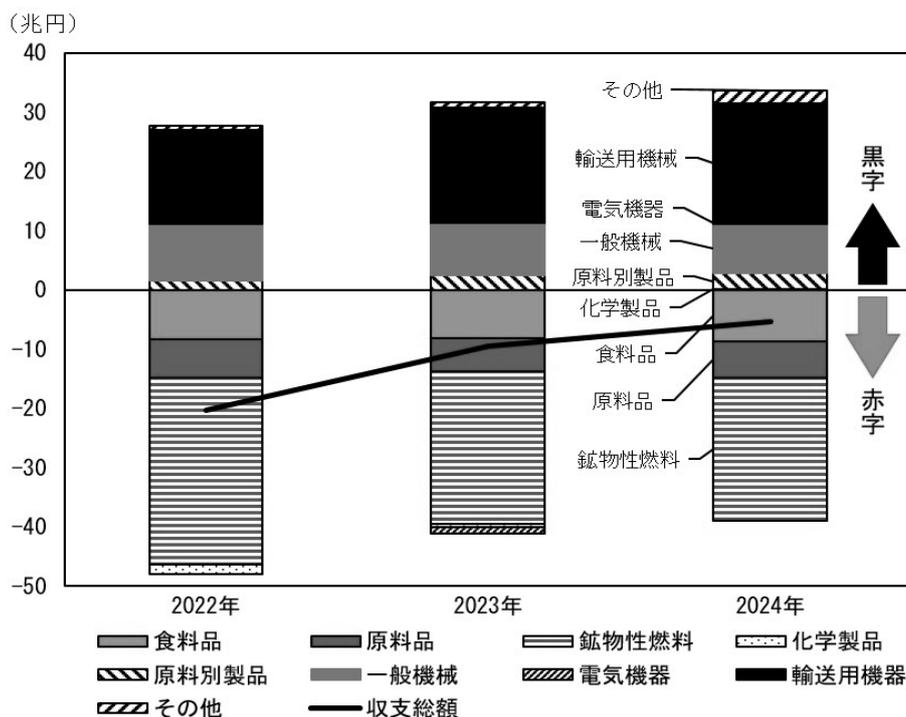
1. 将来にわたりものづくり産業を支える人材の確保・育成

（金属産業の人手不足の現状）

*日本の金属産業は日本の貿易収支に大きく貢献しています。財務省の「貿易統計 貿易概況 主要商品別時系列表」によると、2022年～2024年を通じて貿易黒字における産業別の割合は原材料別製品（鉄鋼など）、一般機械、輸送用機械が全体のほとんどを占めていることから、金属産業が日本経済の屋台骨であることが分かります。

*しかしながら、昨今、人材獲得競争の激化や、高卒就職者の減少、工業高校への入学希望者の減少などにより、技能系人材の確保・育成が困難となっており、金属産業のバリューチェーン存続にかかわる課題となっています。リクルートワークス研究所の報告では、2030年に341万人余、2040年に1,100万人余の労働供給が不足すると予測されています。将来にわたり労働市場全体で人手不足が続く見通しとなっていますが、そうした中であっても、わが国の基幹産業であるものづくり産業において、国際競争力の源泉である「現場力」を維持・強化するため、足元と将来の人材不足に対応が不可欠となっています。

資料1 日本の産業別貿易収支の現状



貿易収支額は、輸出額から輸入額を引いたもの

品目の分類は、「貿易収支」の概況品

資料出所：財務省 「貿易統計 主要商品別時系列表」を基に金属労協作成

(ものづくり産業における女性活躍推進)

* 政府が発行する「2024年版ものづくり白書」によると、2023年の女性就業者の割合は、全産業平均が45.2%であることに對し、製造業の平均は30.0%となっています。また、厚生労働省が発出した「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定制度に係る基準における「平均値」について」によると、製造業で働く一般労働者の女性比率は22.7%であり、こちらの指標も産業全体の平均値である27.2%を下回っています。日本のものづくり産業で働く女性が少ない理由について、①安全衛生法での制限など、女性が従事できない業務があること、②交代制勤務など仕事と育児・介護等との両立が難しいこと、③理工系の分野に進学する女性が少ないこと、④女性の管理職比率が低く、ロールモデルが少ないこと、といったことが考えられます。政府は製造業に對し労働環境の改善を義務付けたり、女性のための設備投資などを積極的に支援したり、理工系や工業高校に進学する女性を増やす取り組みを推進することが求められます。

(産業教育設備の課題、前進状況)

* 都道府県立専門高校に對する産業教育設備費補助については、三位一体改革により2005年度に一般財源化されたため、都道府県立専門高校の設備整備は都道府県の予算で行うことになっています。DX、GX、経済安全保障に對する産業の大変革の中で、工業高校の重要性はますます高まってくるものと思われませんが、一方で、その実験実習設備は老朽化が指摘されており、予算の制約により、更新や修繕が困難な状況にあります。加えて、専門高校は普通科に比べその運営に費用がかさむことから、都道府県によっては、統廃合を加速化しているところも見られます。地方自治体ではかつて、工業団地の造成や企業立地補助金などで企業誘致を行ってききましたが、人材の輩出力こそが地域の活力の源泉となっていることからすれば、専門高校の弱体化は地域の衰退に拍車をかけるものと言わざるを得ません。

* 文部科学省では、スーパー・プロフェッショナル・ハイスクール(2014年度～2021年度)、地域との協働による高等学校教育改革(2019年度～)、マイスター・ハイスクール(2021年度～2023年度)、スマート専門高校(2020年度第3次補正予算)、地方交付税の増額(2021年)と支援策を小刻みにつなぐことにより、専門高校の予算を確保していますが、抜本的な支援を行っていく必要があります。

(ものづくりマイスターの予算と実技指導件数)

*2023年に厚生労働省が実施した「ものづくりマイスター」に関する事業の予算は約20.3億円となっており、その前年の6.4億円から大きく増額されました。しかし、2019年度の「ものづくりマイスター」関係の予算は約33.6億円であったため、コロナ禍前からは回復しきっていないというのが現状です。

*活動実績を見ると、2023年度における「高校以上の学校」に対する実技指導数は、66,907人となっており、前年の31,573人から2倍以上の増加がみられるものの、2019年度の活動実績は106,733人であったため、コロナ禍前の水準を大きく下回っています。技術・技能の伝承を確実に進めていくため、予算と活動実績の早期回復が必要です。

資料2 ものづくりマイスターによる実技指導の実施件数(2023年)

都道府県	実技指導数	都道府県	実技指導数	都道府県	実技指導数	都道府県	実技指導数
北海道	1,163	東京	2,709	滋賀	655	香川	1,152
青森	598	神奈川	1,158	京都	222	愛媛	938
岩手	314	新潟	1,775	大阪	1,420	高知	400
宮城	1,873	富山	899	兵庫	1,425	福岡	2,953
秋田	948	石川	2,214	奈良	644	佐賀	647
山形	581	福井	1,350	和歌山	2,835	長崎	537
福島	775	山梨	1,506	鳥取	266	熊本	2,752
茨城	3,548	長野	1,437	島根	990	大分	475
栃木	1,592	岐阜	1,699	岡山	858	宮崎	715
群馬	3,064	静岡	1,945	広島	965	鹿児島	819
埼玉	3,073	愛知	2,633	山口	2,192	沖縄	1,688
千葉	1,801	三重	1,469	徳島	1,235	全国	66,907

実技指導数は「高卒以上の学校」に対する実技指導の受講者延べ人数
資料出所：厚生労働省に基づきJAM作成

(特定最低賃金の当該産業労使のイニシアティブ発揮)

*特定最低賃金は、最低賃金法に基づき、関係労使いずれかの申出を契機に、新設、金額改正を行うことができる制度です。金属産業では、各企業の労使が企業内最低賃金協定の締結と引き上げに取り組み、その成果を同じ産業で働く未組織労働者の賃金の底上げ・格差是正に波及させるため、特定最低賃金に取り組んでいます。

*特定最低賃金は、本来「関係労使のイニシアティブ発揮」を重視する制度です。しかしながら、金額改正・新設の「必要性審議」では、全会一致(公労使の合意)が求められるにもかかわらず、当事者である産業の労使が審議に参加していません。このため、経営者団体が根拠を示すことなく「特定最低賃金は不要」との主張を繰り返すのみで、十分な審議を行うことができないまま「金額改正の必要性なし」とされるケースも少なくありません。中小企業や非正規雇用の労働者の賃上げが求められる中、特定最低賃金の役割は重要性を増しており、制度の趣旨に沿ったエビデンスに基づく審議が行われるよう、厚生労働省の積極的な対応が必要です。

資料3 特定最低賃金の必要性審議の状況（2024年度・金属産業）

	申出(申請)		必要性			
	新設	改正	有り	有りに 至らず	未決定	
鉄鋼	20	0	20	18	2	0
非鉄金属	7	1	6	5	2	0
金属製品	3	0	3	1	2	0
一般機械	24	2	22	16	8	0
電気機械	45	2	43	33	12	0
精密機械	7	0	7	4	3	0
輸送用機械	33	1	32	30	3	0
自動車小売	22	2	20	12	10	0
自動車整備	1	0	1	1	0	0
金属産業計	162	8	154	120	42	0
(23年度)	162	7	155	125	37	0

資料出所：金属労協作成

（育成就労制度について）

*外国人技能実習制度について、2024年6月の通常国会において出入国管理法などが改正され、外国人の人権保護、キャリアアップ、安心安全・共生社会の実現をめざすために「育成就労制度」を新たに設置することとなりました。これにより技能実習制度の場合は、「やむを得ない事情がある場合」のみ転籍が認められていたという制限が、育成就労の場合は①同一の受入れ機関において就労した期間が一定の期間を超えていること、②技能検定試験基礎級等及び一定の水準以上の日本語能力に係る試験に合格していること、③転籍先となる受入れ機関が、転籍先として適切であると認められる一定の要件を満たすこと、という3つの要件をいずれも満たしたときに認められることとなりました。しかし、育成就労制度に見直した後も民法や労働基準法と整合しておらず、このままではILOが定める強制労働の定義に抵触してしまう可能性があります。このため、引き続き制度の検討・改善を進めていく必要があります。

ILO 強制労働の定義

強制労働とは、ある者が処罰の脅威の下に強要され、かつ、右の者が自ら任意に申し出たものではない一切の労務を指します。処罰とは、監禁、暴力による威嚇やその行使、労働者が職場の外に自由に出ることの制限を含みます。脅威とは、被害者の家族に危害を加える旨の脅迫、不法就労者の当局に対する告発、最終的に賃金が支払われるとの期待の下に労働者を職場に留める目的で行われる賃金不払を含みます。労働者に賃金又はその他の報酬が提供されていることは、必ずしもそれが強制労働でないことを示すものではありません。

労働者は、合理的な期間に関する事前の通知に従いつつも、職場を離れる自由が与えられるべきです。債務労働は多くの労働者が強制労働に陥ってしまうもう一つのルートです。債務労働は労働者（時にはその家族共々）が自らの借金又は承継した借金を返済するため使用者の下で働か

ざるを得ない状況に追い込まれたときに生ずるものです。

民法628条 やむを得ない事由による雇用の解除

当事者が雇用の期間を定めた場合であっても、やむを得ない事由があるときは、各当事者は、直ちに契約の解除をすることができる。この場合において、その事由が当事者の一方の過失によって生じたものであるときは、相手方に対して損害賠償の責任を負う。

労働基準法137条 期間の定めのある労働契約における退職

期間の定めのある労働契約（一定の事業の完了に必要な期間を定めるものを除き、その期間が一年を超えるものに限る。）を締結した労働者（第十四条第一項各号に規定する労働者を除く。）は、労働基準法の一部を改正する法律（平成十五年法律第百四号）附則第三条に規定する措置が講じられるまでの間、民法第六百二十八条の規定にかかわらず、当該労働契約の期間の初日から一年を経過した日以後においては、その使用者に申し出ることにより、いつでも退職することができる。

2. 大変革に対応するための人材育成

（リスクリングの定義）

* リスクリングに定まった定義はありませんが、電機連合は、春闘方針において以下のように能力開発に関する分類を整理しています。また、2025年総合労働条件改善闘争では、

- ① 自律的なキャリア形成につながる意識改革
- ② リスクリングを含む能力開発環境の整備
- ③ 習得した能力を発揮できる機会の提供
- ④ 学びに必要な時間や費用の確保について労使で協議し、職場環境整備につなげていく

としています。

- ・ 自己啓発：業務に直接関係ないことも含め自主的にスキルアップを行うもの
- ・ リスクリング：技術革新や今後の事業の方向性などを見据え、新たに必要となるスキルの習得、実践を目的として行うもの
- ・ アップスキルリング：現在の職場・職種で必要な技術、技能の習得を目的として行うもの

（経済産業省が実施する「高等教育機関における共同講座創造支援事業」）

* 経済産業省は産業界が必要とする高度な専門性を有する人材の育成のため、企業などが大学をはじめとした高等教育機関と連携して講座や学科（以下、共同講座）などを設置・運営することに補助金を支払う「高等教育機関における共同講座創造支援事業」を行っています。この事業は共同講座に参加した労働者の成果に応じて、その労働者の処遇に反映させた企業に通常よりも高い補助率を適用するという転職を前提としない政策であるため、こうした政策を今後も拡大して雇用の継続を前提とした社会を作ることが重要です。経済産業省・野村総合研究所が2024年3月に発表した「令和4年度高等教育機関における共同講座創造支援

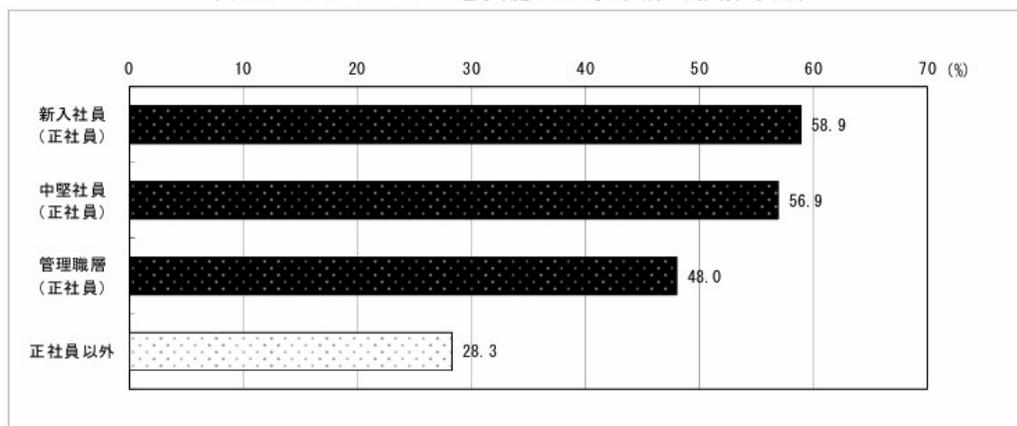
事業 共同講座の普及・促進に向けた事例調査報告書」によると、受講者全体の約 54.1%が学習したことを業務に活用したというデータがあり、受講者の声には「講座で学んだツールを課内の業務改善に活用した」「実習で検討した案を実現するプロジェクトが始動している」といったものがあります。さらに同調査で調査対象となったDOWAホールディングス株式会社では最先端技術が獲得できたという成果も報告されています。

(OFF - JTの実施状況)

* 金属産業を支える人材を育成するためには、日常的なOJTのほか、OFF - JTを実施することが重要です。しかし、厚生労働省が実施する「能力開発基本調査」の2023年度の結果によると、正社員または正社員以外に対してOFF - JTを実施したと回答した事業所は72.6%であるものの、階層別でみたOFF - JTを実施した事業所は、「新入社員（正社員）」が58.9%と最も高く、「中堅社員（正社員）」(56.9%)、「管理職層（正社員）」(48.0%)となっており、階層が上がるにつれOFF - JTでの教育訓練を実施しなくなってしまうという事実があります。企業を支えるのは中堅社員や管理職であるからこそ、階層が上がってもOFF - JTに取り組める環境づくりを国が主導することが重要です。

資料4 OFF - JTを実施した事業所

図 22 OFF - JTを実施した事業所（職層等別）



資料出所：厚生労働省 「令和5年度能力開発基本調査 調査結果の概要」 P14

(産業雇用安定センター、スキルアップ支援コース)

* 産業雇用安定センターでは、2018年度から、それまでの雇用調整中心の出向支援に加え、キャリア・ステップアップ型出向や人材育成・交流型出向についても出向支援の幅を拡大しています。こうした枠組みを利用し、ユーザー企業からIT企業への出向を通じてIT技術のスキルアップを促すとともに、ベンダー企業からユーザー企業への出向を通じて、DX推進を後押ししていく必要があります。

* 2022年12月、産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）を創設し、労働者のスキルアップを在籍型出向により行い、復帰した際の賃金を出向前と比較して5%以上上昇させた

事業主（出向元）へ当該事業主が負担した出向中の賃金の一部を助成しています。金属産業では、DXやGXに対応し、新分野や業務への対応が重要ですが、こうした制度による企業の人材育成への支援が必要です。制度の利用状況を検証しながら、利用しやすい制度へと見直すとともに、事例紹介等を通じて、制度を周知し、利用を促進していくことが重要です。

資料5 在籍型出向の概要

（公財）産業雇用安定センターではスキルアップ支援コース（在籍型出向）のマッチングを無料で支援しています

産業雇用安定センターは、企業間の出向や移籍を支援することにより「失業なき労働移動」を実現するため、1987年に国と事業主団体などが協力して設立された公益財団法人です。設立以来、24万件以上の出向・移籍の成立実績があります。

おすすめの利用方法

- 助成金の利用にあたり、センターのウェブサイトから、全国の労働者の受入れを希望している事業所（出向受入情報[※]）の業務の内容を見ることができます。

※ウェブサイトや検索はどなたでもご利用できます

※助成金の利用の可否については、都道府県労働局またはハローワークへお問合せ下さい。

- 従業員のスキルアップを実施したい業務を探し、スキルアップを実施したい業務が見つかったら、全国47都道府県にあるセンター事務所のうち、御社所在の都道府県のセンター事務所に連絡してください。

センターが、ご希望の事業所とのマッチングを進めます！

※受入方法が「移籍」の場合であっても、産業雇用安定センターが事業所と話し合いをし、「在籍型出向」として実施できる場合があります。まずはセンターにご相談ください。

受入情報の検索はこちら→



資料出所：産業雇用安定センター 産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）リーフレット P3

（DXの定義）

- * 経済産業省によるとDXとは「企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること」としてはいますが、「人々の生活にあらゆる面で影響を与える」ということからすれば、企業内の変革のみにとどまらず、産業や社会の変革につながるより広い概念ととらえることができます。
- * DXへの経過を追うと、アナログで行っていた作業をデジタル化する「デジタルイゼーション（Digitization）」、デジタル技術の活用によって、業務効率化や顧客満足度の向上につながる「デジタルイゼーション（Digitalization）」、そして、「DX」に深化してきています。

資料6 デジタルトランスフォーメーションの段階



資料出所：経済産業省 「DXレポート2中間とりまとめ（概要）」

（履修証明プログラム、職業実践力育成プログラム、専門職大学・大学院の状況）

- * 履修証明プログラムは、社会人等の学生以外の者を対象として、学位課程より短期間のプログラムを開設し、その修了者へ法に基づく履修証明書を交付できる制度です。
- * 職業実践力育成プログラムは、社会人や企業等のニーズに応じて大学等が行う実践的・専門的な課程を文部科学大臣が認定する制度です。

認定要件として、

- ・ 大学、大学院、短期大学及び高等専門学校¹の正規課程及び履修証明プログラム
- ・ 対象とする職業の種類及び修得可能な能力を具体的かつ明確に設定し、公表
- ・ 対象とする職業に必要な実務に関する知識、技術及び技能を修得できる教育課程
- ・ 総授業時数の一定以上（5割以上）を、①実務家教員や実務家の授業、②双方向若しくは多方向に行われる討論、③実地での体験活動、④企業等と連携した授業、から2つ以上の教育方法による授業で実施することとしており、2024年12月時点で462課程が認定されています。

（DX人材の育成に資する資格試験のあり方）

- * ビッグデータの活用やデジタル技術のイノベーションにより世界的な産業構造の変化が進行しています。こうした変化の中で日本のものづくり産業が競争上の優位を確保するためには、変化する社会をとらえ、DXの取り組みを加速していくことが重要です。しかし、日本は諸外国に比べ、取り組みの遅れが様々な場所で指摘されており、その原因のひとつはDXに関する知見を持った人材がユーザー企業に不足していることです。
- * DX人材を確保・育成するためには、情報処理推進機構が実施する「情報処理技術者試験」について、ユーザー企業向けの資格の見直しを図ることが肝要です。みずほリサーチ&テクノロジーズの報告書「デジタル時代における情報処理技術者試験の在り方に関する調査」によると、ユーザー企業から「ITパスポート試験」の次の段階に相当する水準の試験を検討

し、ビジネスアナリシスやデータサイエンス、A I等のD Xにおいて根幹となる分野に関する人材の育成に資する試験の設置が重要である旨の声が多くみられます。経済産業省が作成した「D Xスキル標準」を参照しながら、デジタル技術を実際に利用するユーザー企業の非エンジニア人材を対象とした試験区分を、ユーザー企業の意見をもとに新設する必要があります。

* 経済産業省、みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社の「デジタル時代における情報処理技術者試験の在り方に関する調査」の主な意見では、ユーザー企業から「試験のC B T化の取組には賛成。受験機会や受験方法の利便性が拡大した方が、受験者増にはつながる」、「応用情報技術者試験もC B T方式で受験できるようにし、受験機会のハードルを下げることを検討して欲しい」という意見が見られます。アマゾンが認定するA W S資格やマイクロソフトが認定するA z u r e資格などのいわゆるベンダー資格は上級資格であっても自宅や全国各地の試験会場で随時受験することが可能です（C B T／オンライン監督試験）。一方で「情報処理技術者試験」は応用情報技術者試験以上の難易度では、年1～2回筆記での実地試験（P B T）でしか受験できません。D X人材をより多く輩出するためには、各社のベンダー資格と同様にC B Tや自宅でのオンライン監督試験で受験できるようにすることなどで情報処理技術者試験の受験機会の拡大や試験の利便性を向上させることが重要です。

資料7 情報処理技術者試験の構造



資料出所：情報処理推進機構HP I P A 資格試験一覧
<https://www.ipa.go.jp/shiken/kubun/list.html>

資料8 DXに関する資格の分類

IPA情報処理技術者試験リスト					
資格分類	難易度	対象職種	資格名	試験方式	年間試験回数
国家資格	基礎	ITを利活用する者	ITパスポート	CBT	随時
国家資格	基礎	ITを利活用する者	情報セキュリティマネジメント	CBT	随時
国家資格	応用	情報処理技術者	基本情報技術者	CBT	随時
国家資格	応用	情報処理技術者	応用情報技術者	PBT	2回
国家資格	高度	情報処理技術者	ITストラテジスト	PBT	1回
国家資格	高度	情報処理技術者	システムアーキテクト	PBT	1回
国家資格	高度	情報処理技術者	プロジェクトマネージャ	PBT	1回
国家資格	高度	情報処理技術者	ネットワークスペシャリスト	PBT	1回
国家資格	高度	情報処理技術者	データベーススペシャリスト	PBT	1回
国家資格	高度	情報処理技術者	エンベデッドシステムスペシャリスト	PBT	1回
国家資格	高度	情報処理技術者	ITサービスマネージャ	PBT	1回
国家資格	高度	情報処理技術者	システム監査技術者	PBT	1回
国家資格	高度	情報処理技術者	情報処理安全確保支援士	PBT	2回

参考ベンダー上級資格一覧					
資格分類	難易度	対象職種	資格名	試験方式	年間試験回数
AWS認定	高度	情報処理技術者	ソリューションアーキテクト プロフェッショナル	CBT オンライン監督試験	随時
AWS認定	高度	情報処理技術者	DevOpsエンジニアプロフェッショナル	CBT オンライン監督試験	随時
AWS認定	高度	情報処理技術者	アドバンスドネットワークング スペシャリティ	CBT オンライン監督試験	随時
AWS認定	高度	情報処理技術者	セキュリティスペシャリティ	CBT オンライン監督試験	随時
AWS認定	高度	情報処理技術者	マシンラーニングスペシャリティ	CBT オンライン監督試験	随時
Microsoft Azure認定	高度	情報処理技術者	DevOps Engineer Expert	CBT オンライン監督試験	随時
Microsoft Azure認定	高度	情報処理技術者	Azure Solutions Architect Expert	CBT オンライン監督試験	随時

CBT：指定された試験会場にてコンピュータで回答する試験方式

PBT：指定された試験会場にて筆記で実施する試験方式

オンライン監督試験：自宅・職場等で、受験用アプリケーション、Webカメラ、マイクを使用して実施する試験方式

難易度は基礎<応用<高度

資料出所：情報処理推進機構、ベンダー各社HPより金属労協作成

金属労協「2025年産業政策要求」

Ⅱ. ものづくり産業の基盤強化政策

Ⅱ. ものづくり産業の基盤強化政策

- * わが国金属産業は、バリューチェーン全体で「強み」を発揮しており、バリューチェーンの危機は、国際競争力の喪失に直結します。DX、GXなどの大変革の中、「人への投資」、研究開発投資、設備投資の必要性は一層高まっており、バリューチェーン全体での適正な利益の確保は、わが国経済・産業の持続的な発展にとって不可欠です。
- * 金属労協では、中小企業を含めたバリューチェーンを構成する各企業で適正に付加価値を確保し、それを「人への投資」、研究開発投資、設備投資などに用いることにより、産業全体での継続的な賃金の引き上げ、強固な国内事業基盤と企業の持続可能性の確保を図る、バリューチェーンにおける「付加価値の適正循環」の構築の取り組みを展開しています。
- * 熟練した技術・技能を継承し、事業の持続性を確保していくためには、人材確保と設備の更新が可能となる利益の確保が必須ですが、価格転嫁力の弱さにより必要な資金を確保できず、廃業を選択する中小企業もあります。とりわけ金属産業では、取引の継続を考慮し、問題があったとしても声を上げづらい環境にあり、独占禁止法と下請法の不適切な取引に対する抑止効果を高めていくとともに、業界ごとにも絞った取り組みが必要です。公正取引委員会と中小企業庁の連携により、下請法の執行を強化することで、中小企業のみならず全ての企業で適正取引ができる環境を整備することが必要です。
- * 政府は、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ（2021年12月）」の下で、価格転嫁の取り組みを強化しており、一定の前進は図られているものの、不十分なものととどまっています。労務費の転嫁は、中小企業の賃上げに向けた環境整備の重要課題のひとつであり、2023年11月末に策定した「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知を徹底し、実効性を確保していく必要があります。加えて、2024年12月に取りまとめられた「企業取引研究会報告書」に基づき、2025年3月、下請法・下請振興法改正法案が閣議決定されました。また、中小企業庁が2025年1月に「新たな取引適正化対策の全体像について」を公表し、足元の価格転嫁・取引適正化施策と今後の展望を示しました。特に「協議に応じない価格決定」等を新たに禁止する下請法改正の検討内容が注目されています。
- * 政府は「2035年までに、乗用車新車販売で電動車100%を実現する」方針を打ち出しましたが、自動車の電動化の進展により、従来のガソリンエンジン車の部品約3万点のうち、約1万点が不要あるいは減少し、モーター、バッテリーなど、約2千点が増加すると指摘されています。政府は、需要の減少が見込まれる部品企業の業態転換の促進など、「公正な移行」の実現に向けた対応を強化していく必要があります。
- * 近年、グローバル化やイノベーションによる経営環境の変化を起因とした事業再生の動きが活発化しています。事業再生における倒産や事業譲渡の際には雇用や労働条件などの面で労働者に大きな影響があるにもかかわらず、労働債権の担保の優先順位は低く、また、その際の労働者保護のルールは法的拘束力のない「事業譲渡等指針」ととどまっています。なお、

2024年12月に発表された「事業再構築委員会報告書」には、「事業再生に当たっては、従業員の協力も必要であることにも留意が必要」と記載されているのみで、事業再生のスキームにおいて労働者の意見を聞く機会が示されていません。労働者や労働組合に必要な応じた情報提供・協議が求められます。

<要 求 項 目>

1. 独占禁止法、下請法の強化

○独占禁止法の優越的地位の濫用規制および下請法について、不適切な取引に対する抑止効果を高めていくこと。

<具体的施策例>

- ・問題があっても声を上げづらい製造業に対して、実態調査を強化し、申告のない場合でも個別に査察を実施するなど、より踏み込んだ対応を検討する。
- ・下請法における「親事業者」の要件を見直し、取引の受発注関係のみで優越的地位を推定する。
- ・海外企業との取引における優越的地位の濫用を防ぐため、積極的な情報収集、外国の規制当局との連携など、取り組みを強化する。

○2026年春季生活闘争において、中小企業の賃上げに好影響を与えられるよう、「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律案」公布・施行を早期に実施し、改正内容の周知に努めること。

2. 適正取引ルールの周知徹底

○適正取引の実現に向け、さまざまなルールの周知徹底を図ること。

<具体的施策例>

- ・適正取引確立のためのルールの周知徹底、とりわけ業界団体に加入していない中小企業に対して適正取引に関するルールを周知徹底するため、商工会議所、商工会などの活用を図る。
- ・企業のいわゆるバイヤー個人を対象に、適正取引に関する研修会を実施し、効果測定の上、受講修了証を発行する。

3. 労務費、原材料、エネルギーなどの価格転嫁

○労務費、原材料、エネルギーなどの価格転嫁の悪い事例を収集するとともに、望ましい価格転嫁のあり方を示すこと。合わせて、価格交渉支援ツールの利用を周知・促進すること。また、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（以下、指針）」の周知を徹底し、実効性を高めるとともに、価格転嫁の実態を踏まえて内容の改善を図ること。加えて、労務費の価格転嫁の交渉に用いる公表資料（最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率など）を合理的な根拠があるものとして取り扱うよう周知を徹底すること。

- 「指針」は行政官庁・独立行政法人等の公契約に関しても適用されることを周知すること。
- 中小企業庁が実施する、「価格交渉促進月間」の「フォローアップ調査」について、アンケート項目に「指針」に関する項目を追加し、回答率の向上にも取り組むこと。
- 物流2024年問題への対応のため、共通規格のパレット利用の促進等、物流における業務効率化への支援を行うこと。また、トラックドライバーの負担軽減のため、悪質な荷主企業・物流事業者に対し厳しく取り締まりを行い、「トラック・物流Gメン」と「下請Gメン」の所管機関で情報共有や施策連携すること。
- 影響力の大きい企業に責任を持たせるなど、業界全体で価格転嫁を促進する仕組みを構築すること。

4. 公正な移行の実現のための企業再編、業態転換

- 事業再生を実施するための一連の再構築策を実施する際は、労働組合や労働者に対して必要な情報提供・協議を義務付けること。

<背景説明>

1. 独占禁止法、下請法の強化

(直近の政府の取り組み)

- *公正取引委員会と中小企業庁が実施していた「企業取引研究会」の報告書の概要としては、
 - ・一方的に下請代金を決定して、下請事業者の利益を不当に害する行為の規制が必要である
 - ・手形等を下請法の代金の支払手段として使用することを認めない
 - ・発荷主が運送事業者に対して物品の運送を委託する取引の類型を新たに下請法の対象取引とする
 - ・下請法の適用基準について、現行の資本金基準に加えて、従業員数基準により事業者の範囲を画すとしています。
- *2025年1月、中小企業庁は直接の取引先の更に先まで関与できるよう取り組みを進めることを「新たな取引適正化対策の全体像について」で示しました。具体的には、総理大臣による事業所管大臣を通じた頂点企業への要請やセットメーカーに対する行政指導の強化、「協議に応じない価格決定」などを禁止するための下請法改正の検討などが示されました。今後の審議会における議論や法改正が実効性のあるものにする必要があります。

新たな取引適正化対策の全体像 ～取引段階ごとの課題への対応～
(1 価格転嫁)



1

資料出所: 中小企業庁 「新たな取引適正化対策の全体像について」

* 公正取引委員会ウェブサイトの「独占禁止法Q&A」においては、労務費、原材料費、エネルギーコスト等のコストの上昇分を取引価格に反映せず、従来どおりに取引価格を据え置くことは、下請法上の買ったとき又は独占禁止法上の優越的地位の濫用の要件の1つに該当するおそれがあり、下記の①及び②の2つの行為がこれに該当することを明確化しています。

① 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと

② 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、取引の相手方が取引価格の引き上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で取引の相手方に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと

* 「アクションプラン」では、現下のような労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの急激な上昇という経済環境においては、

- 受注者からの要請の有無にかかわらず、発注者から積極的に価格転嫁に向けた協議の場を設けていくこと

- 受注者からの取引価格引き上げの要請を受け入れない場合であっても、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等の形に残る方法で行うこと

が発注者に求められていることを明確化したものであるとしています。

(取引価格引き上げの割合は発注企業と受注企業の認識の差が大きい)

* 価格決定方法の適正化の状況を自主行動計画策定団体所属企業と幅広い業種を対象とした企業に対する調査をみると、全体として自主行動計画策定団体所属企業の方が概ねコスト増を反映している企業の割合が高いものの、いずれの場合も発注企業と受注企業の認識の差が大きくなっています。発注側の理解が得られずに、コスト増を十分に反映できていないことが明らかとなっています。

資料 10 価格転嫁の認識の相違

価格決定方法の適正化の状況	発注側	受注側	受発注間の差
コスト全般（概ね反映と答えた企業の割合）	64%	37%	27%
労務費（ " ）	55%	30%	25%
原材料価格（ " ）	67%	41%	26%
エネルギー価格（ " ）	60%	42%	18%

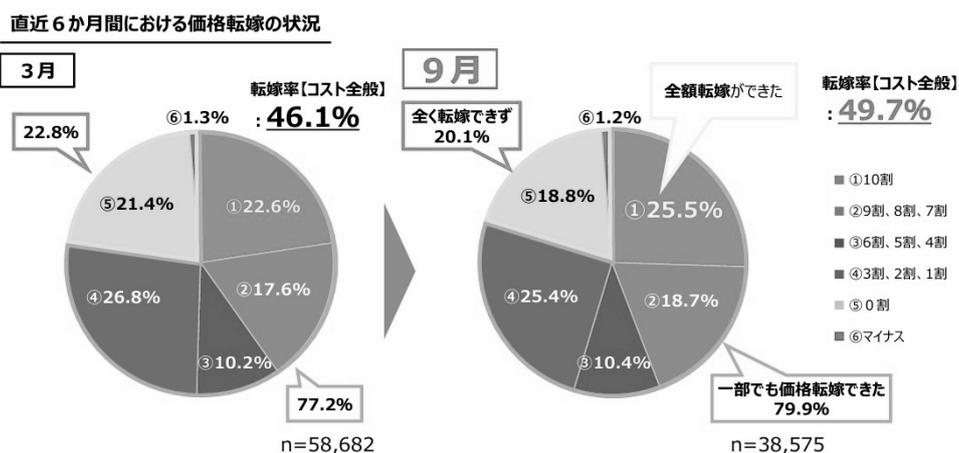
資料出所：中小企業庁「自主行動計画フォローアップ調査及び取引条件改善状況調査結果概要」（2024年4月）
<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/2024/240415chousa.html>

(価格交渉促進月間（2024年9月）フォローアップ調査)

* 2024年9月に中小企業庁が実施した価格交渉促進月間のフォローアップ調査の結果によると、「全額転嫁ができた」または「一部でも価格転嫁ができた」と回答した企業の割合は79.9%となっているものの、「まったく転嫁できず」、「マイナス」と回答した企業の割合が20.1%となっております。

* また、労務費の転嫁率は44.7%となっており、原材料費の転嫁率よりも6.7ポイント低い水準であるため、引き続き価格転嫁の取り組みを継続する必要があります。

資料 11 価格転嫁の状況



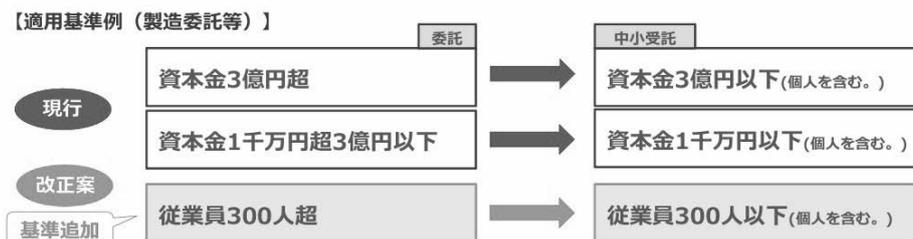
資料出所：中小企業庁「価格交渉促進月間フォローアップ調査結果」 スライド7

(優越的地位の濫用規制と下請法・下請振興法の改正)

*大企業と中小企業、セットメーカーとサプライヤーとの間における取引の適正化に関しては、一般法として独占禁止法において優越的地位の濫用規制が設けられ、その中でとくに下請取引における下請事業者の利益保護については、特別法として下請法が制定されています。下請法は、製造委託、修理委託、情報成果物作成委託、役務提供委託を対象に、親事業者と下請事業者を資本金区分により判断し、親事業者による受領拒否、下請代金の支払遅延・減額、返品、買ったたきなどの行為を規制することにより、下請取引を公正にし、下請事業者の利益を保護しようとするものです。

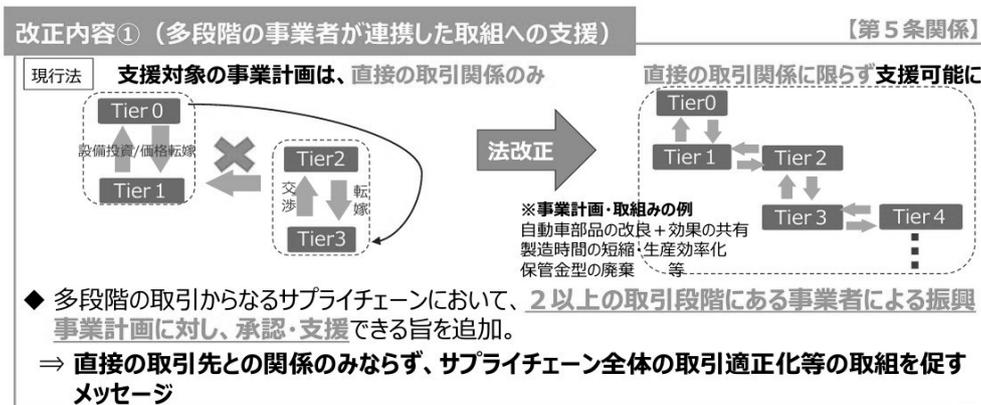
*2025年3月、「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律案」が閣議決定されました。下請法の主な改正内容として、従業員数を下請法における新たな適用基準として追加することや、協議なく一方的に代金を決定し、中小受託事業者の利益を不当に害する行為を禁止する規定を新設することなどがあります。また、下請振興法では、中小受託事業者が下請振興法の支援を受けるにあたって作成する事業計画について、2以上の取引段階にある事業者による振興事業計画に対し、承認・支援できる旨を追加することなどが改正される予定です。

資料 12 中小受託事業者の定義



資料出所：公正取引委員会「下請法・下請振興法改正法案の概要」 スライド7

資料 13 多段階の事業者が連携した取り組みへの支援の定義



資料出所：公正取引委員会「下請法・下請振興法改正法案の概要」 スライド12

(優越的地位の濫用規制の課徴金)

*独占禁止法の優越的地位の濫用規制における課徴金が唯一、違反事業者に対して課される金銭的不利益ということになります。カルテルなどの場合には、課徴金は対象商品の売上額などの10%に及ぶのに対し、優越的地位の濫用の場合には、当該行為の相手方からの購入額の1%に過ぎません。2019年の独占禁止法改正により、課徴金の算定基礎となる購入額の算定期間が最長3年から10年に延長されているものの、優越的地位の濫用に関する算定率の引き上げは行われていません。優越的地位の濫用で得られる利益が少なくとも取引額の数%以上には及ぶと想定すれば、あまりにも過少であり、抑止力は期待できないと判断せざるをえません。また「その額が百万円未満であるときは、その納付を命ずることができない」とされており、課徴金が100万円未満、すなわち購入額1億円未満の取引については課されないなら、小規模な下請事業者に対しては、親事業者が何をしても実質的な制裁手段がないということになります。

資料 14 カルテル・入札談合における課徴金の算定率

不当な取引制限	支配型私的独占	排除型私的独占	共同の取引拒絶 差別対価、不当廉売 再販売価格の拘束	優越的地位の濫用
10% (4%)	10%	6%	3%	1%

注1：()内は違反事業者及びそのグループ会社がすべて中小企業の場合

注2：カルテル・入札談合等の不当な取引制限に対する課徴金算定率については、以下のような加算要素が規定されている。

- ・違反行為を繰り返した場合(※)、又は違反行為において主導的な役割を果たした場合にはそれぞれ課徴金額が1.5倍になる。
 - ・違反行為を繰り返し、かつ違反行為において主導的な役割を果たした場合には、課徴金額が2倍になる。
- (※)10年以内に違反事業者自身が繰り返した場合だけでなく、1回目の違反行為をした事業者を完全子会社とする事業者による違反、1回目の違反行為をした法人と合併した法人、1回目の違反行為をした法人から対象事業を譲り受けたり分割により承継したりした法人による違反も対象となる。また、私的独占に対しても適用される。

資料出所：公正取引委員会ホームページ 「課徴金制度」を基に金属労協作成
<https://www.jftc.go.jp/dk/seido/katyokin.html>

(プラットフォーム型ビジネスの台頭に対応したルール整備の動向)

- *ここ数年、公正取引委員会はデジタル分野、特にデジタルプラットフォーム事業者に対する取り組みを強化してきました。2021年にはデジタルプラットフォーム取引透明化法が施行され、大手プラットフォームに利用企業との取引条件の開示などを義務づけ、対象はアプリストアやオンラインモールで、2022年には広告も追加されました。
- *また、2024年には改正プロバイダ責任制限法が成立し、SNS事業者に個人を誹謗中傷する投稿への迅速な対応が義務付けられました。2025年5月までの施行が予定されています。さらに、2024年にはスマホソフトウェア競争促進法が成立し、アプリ配信や決済システムで他社の参入を妨害することが禁止されました。2025年末までの施行が予定されています。
- *一方、公正取引委員会が2019年に公表した「製造業者のノウハウ・知的財産権を対象とした優越的地位の濫用行為等に関する実態調査報告書」では、ノウハウの開示や知財の無償譲渡の強要などの事例が報告されており、この中には海外のビッグテック企業との取引の事例も含まれています。デジタル分野同様、製造業に対する海外企業との取引における「優越的地位の濫用規制」の適用強化が望まれます。

2. 適正取引に関するルールの周知徹底

（「優越的地位の濫用」に関する緊急調査の結果）

- * 公正取引委員会が 2024 年 12 月に公表した、「令和 6 年度価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査」の結果によると、コストの上昇分の取引価格への反映の必要性について協議をしなかった理由として、「受注者から取引価格の引上げの要請がなかったため」との回答を多数の企業が挙げており、「価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと」が、「下請法上の買ったとき又は独占禁止法上の優越的地位の濫用の要件の 1 つに該当するおそれ」があることについて、周知が不十分であることが伺えます。
- * また、コスト別の転嫁率を平均値で見ると、労務費が 62.4%、原材料価格が 69.5%、エネルギーコストが 65.9%、となっており、とりわけ労務費の価格転嫁が不十分であることが明らかとなっています。労務費の転嫁の課題としては、
 - ・ 労務費の上昇分は受注者の生産性や効率性の向上を図ることで吸収すべき問題であるという意識が発注者に根強くある
 - ・ 交渉の過程で発注者から労務費の上昇に関する詳細な説明・資料の提出が求められる
 - ・ 発注者との今後の取引関係に悪影響（転注、失注等）が及ぶおそれがあるとの理由で、労務費の価格転嫁の要請をすることは難しいとの声があり、発注側に対して理解を浸透させていくことが必要です。

3. 労務費、原材料、エネルギーなどの価格転嫁

（価格転嫁の課題と価格交渉支援ツールの活用）

- * 価格転嫁については前進がみられるものの、十分な価格転嫁ができているとは言えない状況にあります。とりわけ、製品あたりの根拠を明確に示すことが困難な労務費、エネルギーコストや副資材等では、十分な価格転嫁が進んでいません。客観的・合理的な根拠の示し方を例示するなど、価格転嫁の交渉を支援していくことが必要です。
- * 円滑な価格転嫁を推進するためには、地方公共団体が作成した価格交渉支援ツールの活用を中小企業に対して周知することが重要です。埼玉県は、原材料価格の推移を示す「価格交渉支援ツール」や「収支計画シミュレーター」を独自に作成し、無料公開しています。また、東京都は「労務費増加額試算ツール」を無料公開しているため、中小企業の価格転嫁を推進するためにもこうしたツールを周知していくことが望まれます。

(労務費の適正な転嫁のための価格交渉に関する指針)

- * 公正取引委員会は2023年12月、労務費の転嫁が原材料価格やエネルギーコストの転嫁と比較して進んでいないことを背景に、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を公表しました。指針は価格交渉に際して、発注者と受注者のそれぞれが求められる行動を示すほか、政府の今後の対応や集計したデータを掲載しています。受発注企業が双方向で価格転嫁を推進するため、指針に則った価格交渉を推進しやすい環境の整備が求められます。
- * なお、第213回通常国会内閣委員会において、古谷公正取引委員会委員長は「本指針は、(中略)複数年契約で行われております官公庁の入札においても、その趣旨は妥当するものと考えております。また、発注者側、受注者側のいずれも、業種ですとか規模で限定しているものではございませんで、大企業等の官公需についても、指針の趣旨は妥当するものである」と答弁しているため、官公需であっても「指針」に則った取引関係の構築をする必要があります。

資料 15 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針①	
本指針の性格	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 労務費の転嫁に関する事業者の発注者・受注者の双方の立場からの行動指針。 ✓ 労務費の適切な転嫁のため、発注者及び受注者がこの行動指針に沿った行為を行うことが必要。 ✓ 本指針に記載の12の行動指針に沿わないような行為をすることにより、公正な競争を阻害するおそれがある場合には、公正取引委員会において独占禁止法及び下請代金法に基づき厳正に対処することを明記。 ✓ 他方で、記載された発注者としての行動を全て適切に行っている場合、通常は独占禁止法及び下請代金法上の問題が生じない旨を明記。
発注者として採るべき行動／求められる行動	
<p>★行動①：本社（経営トップ）の関与</p> <p>①労務費の上昇分について取引価格への転嫁を受け入れる取組方針を具体的に経営トップまで上げて決定すること、②経営トップが同方針又はその要旨などを書面等の形に残る方法で社内外に示すこと、③その後の取組状況を定期的に経営トップに報告し、必要に応じ、経営トップが更なる対応方針を示すこと。</p>	<p>★行動③：説明・資料を求める場合は公表資料とすること</p> <p>労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受注者に求める場合は、公表資料（最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率など）に基づくものとし、受注者が公表資料を用いて提示して希望する価格については、これを合理的な根拠のあるものとして尊重すること。</p>
<p>★行動②：発注者側からの定期的な協議の実施</p> <p>受注者から労務費の上昇分に係る取引価格の引上げを求められていなくても、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回など定期的に労務費の転嫁について発注者から協議の場を設けること。特に長年価格が据え置かれてきた取引、スポット取引と称して長年同じ価格で更新されているような取引においては協議が必要であることに留意が必要である。</p> <p>協議することなく長年価格を据え置くことや、スポット取引とはいえないにもかかわらずスポット取引であることを理由に協議することなく価格を据え置くことは、独占禁止法上の優越的地位の濫用又は下請代金法上の買いたたきとして問題となるおそれがある。</p>	<p>★行動④：サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと</p> <p>労務費をはじめとする価格転嫁に係る交渉においては、サプライチェーン全体での適切な価格転嫁による適正な価格設定を行うため、直接の取引先である受注者がその先の取引先との取引価格を適正化すべき立場にいることを常に意識して、そのことを受注者からの要請額の妥当性の判断に反映させること。</p>
	<p>★行動⑤：要請があれば協議のテーブルにつくこと</p> <p>受注者から労務費の上昇を理由に取引価格の引上げを求められた場合には、協議のテーブルにつくこと。労務費の転嫁を求められたことを理由として、取引を停止するなど不利益な取扱いをしないこと。</p>
	<p>★行動⑥：必要に応じ考え方を提案すること</p> <p>受注者からの申入れの巧拙にかかわらず受注者と協議を行い、必要に応じ労務費上昇分の価格転嫁に係る考え方を提案すること。</p>

4

資料出所：公正取引委員会 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針について」

(労務費、エネルギー、副資材の価格転嫁が進まない企業の実態や課題)

* 価格転嫁の進展がない企業では、各社に個別にエビデンスが要求され、中小企業では交渉が困難であることや連合が発表したデータなどの公開情報が使えないという実態があります。

資料 16 価格転嫁が進まない企業の現状

- 労務費や物価高騰による価格改定を認めるならば原価低減もしくはその計画を提示するよう要請された。
- 下請法の対象取引のみ価格転嫁要請に対応するよう指示が出ていると言われた。
- 労務費について賃上げのうち「ベア分は認め」「定昇分は除外」と言われている。
- 価格交渉で各社ばらばらなエビデンスを求められるため準備・手間作業が大変で中小では交渉が難しい。
- 労務費について、客先独自のガイドラインが示され、自社の実態に基づく申請と乖離が発生している。
- 発注先から労務費の価格転嫁について決算書の人件費総額で判断するようレターを受け取った。春闘でベースアップしても、高齢層が退職して労務構成が変化し人件費総額が下がる場合、認めてくれない。
- 労務費について、仕入先賃金上昇率の詳細データの提示を求められているが、仕入先に情報開示を強制する事も出来ないことから、説明に苦慮している。
- 値上げ交渉の全般としては、当社は中小企業ではないので顧客への値上げ交渉は「エビデンス」が常に要求される。一方で、当社のサプライヤーは中小が多いのでエビデンスの請求が出来ない。
- 労務費の交渉の際、賃上げのうち「ベア分だけ」で、定昇分は除外と交渉で言われている。また、「連合発表の平均」と言ったが「御社の実態しか認めない」と言われた。
- 受注 40 個（年 1 回）の部品について補給部品として見積りを提示したいと申し出たところ現行量産品であると言われ、量産単価のまま製作している。
- 金型の支払いサイトの起算日を製品納入日ではなく、納入後の検収（検査）が終了してからとされているため、手形交付から現金化まで時間がかかる。
- 発注先から、御社は下請法に抵触しないため、手形払いサイトの短縮には応じないとの回答があった。さらに一時金等での還元を頂いている状況がほとんどである。
- 金型の保管量を負担させられている。

資料出所：JAMの調査を基に金属労協作成

(「価格交渉促進月間」の「フォローアップ調査」の質問項目)

* 中小企業庁の「価格交渉促進月間」の「フォローアップ調査」で使用される調査票には「指針」に関する質問内容がありません。「指針」の内容に即した行動を発注者に実施させるためには、内容に指針に即した行動を発注者がしているか質問項目に含める必要があります。

(物流の 2024 年問題)

* 2024 年 4 月、働き方改革関連法の一環で自動車運転業務に対する時間外労働の上限規制が導入され、日本社会全体へのドライバー不足の加速や配送遅延、運送コスト増などの深刻な影響が顕在化する「2024 年問題」への対応が重要です。物流の 2024 年問題の対応には個社による企業努力のほか、政府による業務効率化の支援や悪質な荷主企業・物流事業者への厳しい取り締まりが必要です。また、関係省庁間の連携では、公正取引委員会や中小企業庁、国土交通省が常時情報共有・議論し、より迅速な施策の実行につなげ、かつ同様のヒアリング等が各省庁で重複しないことが企業への負担軽減のために必要です。

(企業の自主的な行動を促す環境設計)

* 価格転嫁を今後も推進し続けるためには企業の自主的な行動が必要です。中小企業庁は「新たな取引適正化対策の全体像について」において、多段階の連携や総理大臣による事業所管大臣を通じた頂点企業への要請などの取り組みが示されましたが、バリューチェーン全体の中で影響力の大きい企業に対して、優越的地位の濫用との兼ね合いを考慮しながら取引関係の下流に位置する企業活動に責任を持たせるといった仕組みの構築が求められます。

4. 公正な移行のための企業再編、業態転換

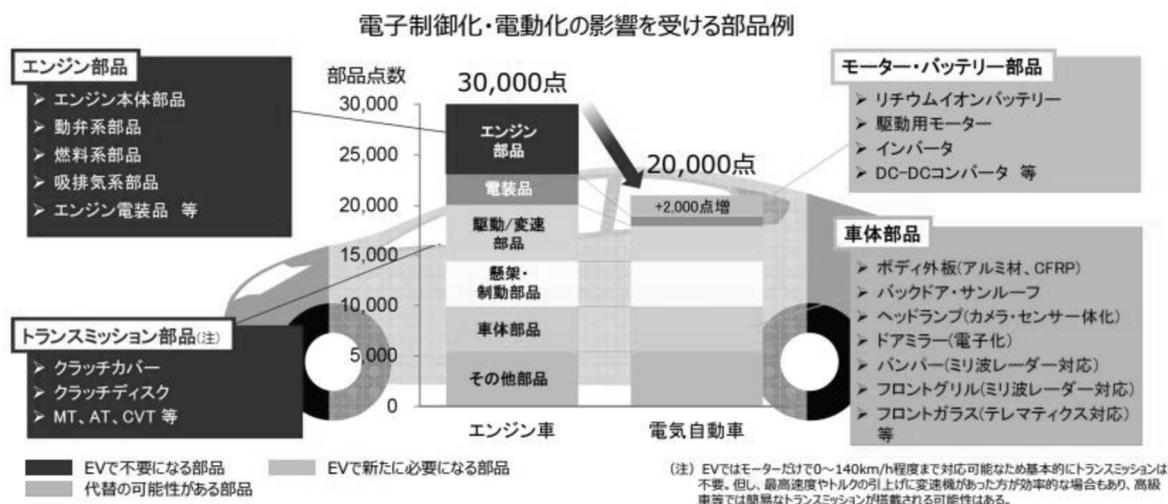
(製造業の雇用の見通し)

* 経済産業省が 2022 年にまとめた「未来人材ビジョン」では、2050 年の労働需要の見通しを示しており、「現在の産業を構成する職種のバランスが大きく変わるとともに、産業分類別にみた労働需要も 3 割増から 5 割減という大きなインパクトで変化する可能性がある」と指摘しています。職種別の労働需要の見通しについて、事務従事者は 42% 減少、販売従事者は 26% 減少する一方、情報処理・通信技術者は 20% 増加、開発・製造技術者は 11% 増加し、製造業全体では 1% 減少するなど、製造業においても大きな変化が見込まれています。

(自動車の EV 化による内燃機関の部品への影響)

* 電動化が進展すると、ガソリン車向けのエンジン部品、トランスミッション部品の市場は縮小する一方、モーター・バッテリー部品が新たに必要となり、これらの市場は今後拡大するが見込まれています。

資料17 電子制御化・電動化の影響を受ける部品



資料出所：株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所

「令和4年度電動化シフトを踏まえた地域自動車部品サプライヤーの技術力・開発力向上に向けた動向調査」

(M&Aにおける労働組合の取り扱い)

* M&Aの実施による企業結合は企業の競争力強化や良質な雇用の創出につながる一方で、労働者や労働組合にとって不利益な対応を強いられる可能性があります。例えば、M&Aの際に買い手側が売り手側の職場に存在する労働組合の廃止を求める事例があります。労働組合の活動は憲法で認められたものであり、労働組合の廃止を求める要求は言語道断です。M&Aに際しては労働者や労働組合に対する必要な情報提供や協議の場の設置を義務付ける必要があります。

金属労協「2025年産業政策要求」

Ⅲ. 将来に向けた成長力強化政策

Ⅲ. 将来に向けた成長力強化政策

- * 日本は2021年度のエネルギー自給率が13.3%と低く、ロシアのウクライナ侵攻の影響に加え、急速かつ大幅な円安の進行により資源・エネルギー価格が高騰していることや、中東情勢の緊迫化などにより、改めてエネルギーの安定供給確保が重要課題となっています。また、経済安全保障の観点から、重要鉱物など資源の安定確保の取り組みを行うことが肝要です。
- * 経済・社会情勢が大きく変化する中、わが国のものづくり産業が中長期的に国内生産を継続していく観点や、経済安全保障の観点から、積極的な研究開発投資・設備投資により、競争力を強化していく必要があります。
- * 世界各国においては、カーボンニュートラルの宣言と実現のための技術開発などに関する投資が計画・実施されており、EUでは2024年2月に「ネットゼロ産業法案」が暫定的に合意され、CCSに関して、2030年までに年間5,000万トンの貯留能力の開発をめざすとの目標が掲げられ、取り組みが加速しています。しかし、2025年1月に米国で共和党のトランプ大統領が就任し、パリ協定からの米国の再離脱を宣言する大統領令に署名しました。脱炭素政策などにおいて大きな転換が起こる可能性があることから、日本政府は脱炭素政策の機動的な対応が求められます。
- * 2026年1月から本格適用されるEUの炭素国境調整措置について、今後の対象品目の拡大などにより、わが国のみが不利益とならないように、関係国、地域に働きかける必要があります。また、カーボンニュートラルに関わる国際ルールの形成にあっては、迅速なカーボンニュートラルの実現を促し、かつわが国の国際競争力を損なうことのないよう、主導的な立場で、積極的に携わることにより国際的な競争条件を確保する必要があります。
- * 2025年2月、「第7次エネルギー基本計画」が閣議決定され、2040年度までにエネルギー需給が再生可能エネルギー4～5割程度、原子力発電2割程度、火力発電3～4割程度となると見通しを立てました。以前のエネルギー基本計画と比較して、エネルギー政策の基本原則である「S+3E」（安全性、安定供給、経済効率性、環境適合性）を維持しつつも、原子力発電を「最大限活用する」と変化がありました。
- * 日本では、超高齢化・少子化を発端とした生産年齢人口の減少による労働需給のひっ迫に対し、AIやデジタル化を好機ととらえ、積極的にAIの開発・活用を推進する立場を明確にし、海外市場における日本企業のプレゼンスの強化、イノベーションの促進と同時に生産性の向上や働き方の改革につなげなければなりません。
- * AIの高性能化に伴い、AIの安全性の確保、リスクへの対応はより一層重要になっています。AIは生産性の向上に役立つ可能性がある一方、雇用や働き方に大きな影響を及ぼすため、規制による対応も必要不可欠です。
- * 中小企業においてDXを推進するうえで、専門的な知識を持った人材がいないことや具体的な効果が見えないことが課題として挙げられます。こうした課題のある中小企業に対して、政府は様々な機関が伴走支援を実施できる体制を作ることが重要です。

<要 求 項 目>

1. カーボンニュートラル達成に向けた技術開発と社会実装の加速化

(1) 次世代エネルギーの取り組み加速

- 比較的小さい事業所が想定される内陸部での水素等の地産地消を推進するため、水素社会推進法における価格差支援制度を小規模事業所における供給設備の整備まで支援範囲を拡大すること。
- クリーンな次世代燃料(e-fuel)については、国益にもつながる重要な分野であることから、グローバルスタンダードをリードできるよう、技術開発支援とともに、活用拡大に向けた支援に取り組むこと。
- エネルギー自給の観点から、ペロブスカイト太陽電池等の再生可能エネルギー関係設備の国産比率の目標を設定すること。

(2) 蓄電池の取り組み加速

- 次世代蓄電池・リサイクル技術の開発を加速するとともに、現行のリチウムイオン電池事業についても、将来にわたる蓄電池事業の競争力維持の観点から、企業による投資を支援すること。また、太陽光発電等の系統に利用する大規模蓄電池の普及を促進すること。(継続・補強)

(3) スマートコミュニティの形成

- スマートコミュニティの形成に向けた「脱炭素先行地域」の選定事業について、進捗状況を注視し、次の「脱炭素ドミノ」が実現されるように取り組むこと。
- スマートコミュニティを中心に、次世代送電網(スマートグリッド)の構築を推進すること。
- コンポジット電線など環境配慮型電線の実証を積み重ね、国際規格化・対応等の取り組みを促進すること。

(4) 産業・企業の競争力確保

- 新たなカーボンプライシングの具体的な制度設計にあたっては、産業・企業の成長に資する施策となるよう、産業界の意見を聞きながら議論を進めていくこと。石油石炭税や、地球温暖化対策税など既存の類似制度については、複雑な税制とならないよう整理・統合すること。
- 環境への負担が少ない技術の積極的な輸出により世界に貢献し、国際ルール形成に主導的な立場として携わること。
- 重要鉱物の安定的な確保と資源の中国依存防止に向け、グローバルサウスをはじめとする資源産出国との二国間協定の締結やTPP加入促進など働きかけること。レアアース泥採掘の技術開発や、省資源・代替材料の研究・開発支援、家電やEVなど都市鉱山のリサイクルなどにより、供給源の多角化を図ること。加えて、リユース資源の海外流出防止のため、リサイクルしたレアアースの国内供給の数値目標を定めること。

2. 安定的かつ低廉な電力供給

(1) 再生可能エネルギーのコスト引き下げ

- 再生可能エネルギーの導入の加速化と発電コスト引き下げに向け、FIT制度、FIP制度の運用期間を明らかにするとともに、価格引き下げ目標を強化していくこと。

(2) 安全性が確認された原子力発電の活用促進

- AI等の新技術の発展やDXの進展に係るデータセンターの増設等を背景とした電力需要の増大に電力供給が安定的に対応できるよう、安全性が確認された原子力発電所の再稼働を加速すること。電力事業者や原子炉メーカーなど、事業者と政府が健全な意思疎通を図ることと合理的な審査を進めるとともに、地元合意を促進すること。加えて、国民の理解を促進するため、次世代革新炉や実験高速炉「常陽」を用いた放射性廃棄物の減容化に関する研究開発、実証、社会実装も同様に注力すること。
- 小型モジュール炉、高温ガス炉、高速炉、浮体式原子力発電、核融合など、安全性・信頼性・効率性を抜本的に高める新技術については、国際競争力確保の観点からも、迅速な開発と実装に向けて取り組みを強化するとともに、原子力発電施設のリプレースに尽力すること。

(3) 原子力・火力発電のサプライチェーンを維持・強化

- 原子力発電産業のこれまで培った技術・技能・人材を絶やさず、サプライチェーンの維持・強化を図る必要があることから、海外への輸出を含め、企業の設備投資や人材確保・育成につながる具体策を示すこと。また、火力発電については、安定供給性や調整力などに優れ、引き続き電力供給に重要な役割を担うことから、温室効果ガスを削減していく将来像を示しつつ、原子力発電と同様にサプライチェーンの維持・強化を図ること。

3. AI政策の策定とDXの推進

- AI（人工知能）を安心して活用するために、AIの信頼性を高めるための研究・開発への支援を拡充すること。
- 日本企業が開発するAIシステム等の市場形成を促すため、政府は日本企業への戦略的調達によるAIの社会実装を促進すること。
- 日本のAIに関する規制については、まずは企業のAIの利用状況の実態を把握したうえで、EUの「AI整合規則」を参照し、整合・発展させた制度設計を行うこと。特に、労働者の監視や労働組合活動の阻害等へのAIの利用は禁止すること。これらを検討する際は、雇用や労働条件に大きな影響を及ぼすことから、労働組合関係者を審議会等の委員として参加させること。
- AIのアルゴリズムが人事システム等において偏見と差別を助長しないよう、利用されるアルゴリズム・収集するデータ・決定方法について、使用者に詳しい情報提供を義務付け、労使協議の対象とすること。
- 中堅・中小企業のDX・GXを支援するため、支援機関による伴走支援の仕組みを構築する

こと。

<具体的施策例>

- ・内閣府が実施する「地域デジタル化支援促進事業」について、支援対象を地域の金融機関のみならず、商工会議所や地場のベンダーなどにも拡大する。
- ・「よろず支援拠点」において産業に関わらず自動車産業「ミカタプロジェクト」同様の伴走支援が受けられることを中堅・中小企業に周知する。

＜ 背 景 説 明 ＞

1. カーボンニュートラル達成に向けた技術開発と社会実装の加速化

(日本政府が掲げる脱炭素目標とGXへの投資促進策)

- * 2025年2月、政府は「地球温暖化対策計画」を閣議決定しました。ここでは1.5℃目標に整合的で野心的な目標として、日本全体で2013年度と比較して2035年度に60%、2040年度に73%の温室効果ガス削減をめざすとしています。
- * 政府は2023年2月「GX(グリーントランスフォーメーション)実現に向けた基本方針」を閣議決定し、5月に「GX推進法」「GX脱炭素電源法」が成立しました。また、7月には「脱炭素成長型経済構造移行推進戦略(以下GX推進戦略)」を閣議決定し、GXを通じて脱炭素・エネルギーの安定供給・経済成長の3つを同時に実現することとしています。
- * 政府は、GX経済移行債を活用した投資促進策について、今後10年間で150兆円を超えるGX投資を官民協調で実現していくためには、国として長期・複数年度にわたり支援策を講じ、民間事業者の予見可能性を高めていく必要があるとしており、GX経済移行債を活用することで、20兆円規模の大胆な先行投資支援を実行するとともに、新たな市場・需要の創出につながるよう、規制・制度的措置と一体的に講じていくとしています。

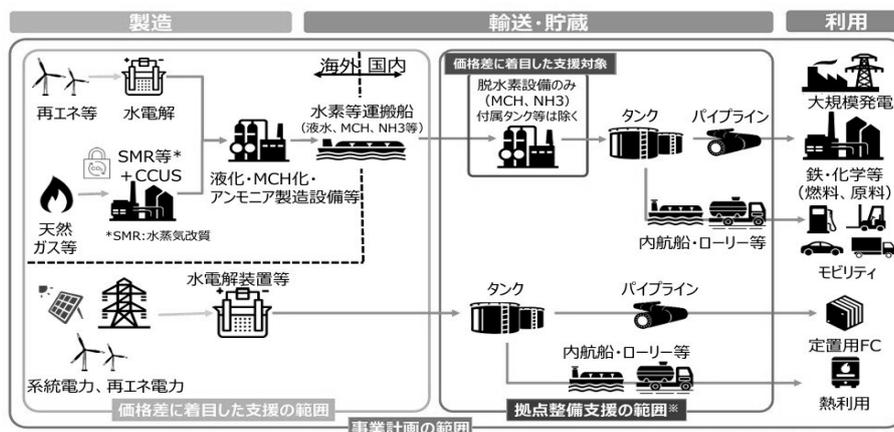
資料 18 GX経済移行債による投資促進策

GX経済移行債による投資促進策(案) ※令和6年末時点						
	官民投資額	GX経済移行債による主な投資促進策	措置済み (R6補正～R6当初 【約3,3兆円】)	R6FY補正 (国庫債務負担行為) ※R6FY補正予算額	R7FY (国庫債務負担行為) ※R7当初予算額	備考
製造業	鉄鋼 化学 紙パルプ セメント	・多排出製造業の製造プロセス転換に向けた設備投資支援(革新電炉、分解炉熱源のメタボ化、メタボ以外、P1(炉ボイラ)、CCUS、P1(炉ボイラ)等への転換)	327億円		5年:4,247億円 (256億円)	・設備投資への支援総額は10年間で1.3兆円規模 ※R5年末時点 ・別途、GI基金での水素還元等のR&D支援、グリーンカー/グリーンボイラの生産量等に応じた税額控除を措置
	自動車	・電動車(乗用車)の導入支援 ・電動車(商用車等)の導入支援 ・生産設備導入支援	2,191億円 545億円 8,274億円	1,100億円 400億円		・別途、GI基金での次世代蓄電池・モーター、合成燃料等のR&D支援、EV等の生産量等に応じた税額控除を措置 ・別途、GI基金での全固体電池等へのR&D支援を措置
運輸	蓄電池	・定置用蓄電池導入支援	85億円		3年:400億円 (150億円)	
	航空機	・次世代航空機開発等の支援			5年:869億円 (81億円)	・5年間で1,200億円規模の支援 ・別途、GI基金での次世代航空機のR&D支援を措置
	SAF	・SAF製造・サプライチェーン整備支援	276億円		278億円	・別途、GI基金でのSAFのR&D支援、SAFの生産量等に応じた税額控除を措置
	船舶	・ゼロエミッション船舶等の生産設備導入支援	94億円		5年:300億円 (102億円)	・別途、GI基金でのアンモニア船等へのR&D支援を措置
くらし等	くらし	・家庭の断熱窓への改修 ・高効率給湯器の導入 ・商業・教育施設等の建築物の改修支援 ・高い省エネ性能を有する住宅の導入支援	2,350億円 580億円 110億円	1,350億円 580億円 500億円	12億円	・自動車等も含め、3年間で2兆円規模の支援を措置(GX経済移行債以外も含む) ※R5年末時点
	資源循環	・循環型ビジネスモデル構築支援	85億円		3年:400億円 (180億円)	・別途、GI基金での熱分解技術等へのR&D支援を措置
	半導体	・パワー半導体等の生産設備導入支援 ・AI半導体、光電融合等の技術開発支援	4,329億円 1,031億円	1,576億円	1,797億円	・別途、GI基金でのパワー半導体等へのR&D支援を措置
エネルギー	水素等	・既存原料との価格差に着目した支援 ・水素等の供給拠点の整備(FEED事業)	89億円		5年:3,897億円 (357億円)	・供給開始から15年間で3兆円規模 ※R5年末時点 ・別途、GI基金でのサプライチェーンのR&D支援を措置
	次世代再エネ	・P1/P2/P3/P4/P5/P6/P7/P8/P9/P10/P11/P12/P13/P14/P15/P16/P17/P18/P19/P20/P21/P22/P23/P24/P25/P26/P27/P28/P29/P30/P31/P32/P33/P34/P35/P36/P37/P38/P39/P40/P41/P42/P43/P44/P45/P46/P47/P48/P49/P50/P51/P52/P53/P54/P55/P56/P57/P58/P59/P60/P61/P62/P63/P64/P65/P66/P67/P68/P69/P70/P71/P72/P73/P74/P75/P76/P77/P78/P79/P80/P81/P82/P83/P84/P85/P86/P87/P88/P89/P90/P91/P92/P93/P94/P95/P96/P97/P98/P99/P100/P101/P102/P103/P104/P105/P106/P107/P108/P109/P110/P111/P112/P113/P114/P115/P116/P117/P118/P119/P120/P121/P122/P123/P124/P125/P126/P127/P128/P129/P130/P131/P132/P133/P134/P135/P136/P137/P138/P139/P140/P141/P142/P143/P144/P145/P146/P147/P148/P149/P150/P151/P152/P153/P154/P155/P156/P157/P158/P159/P160/P161/P162/P163/P164/P165/P166/P167/P168/P169/P170/P171/P172/P173/P174/P175/P176/P177/P178/P179/P180/P181/P182/P183/P184/P185/P186/P187/P188/P189/P190/P191/P192/P193/P194/P195/P196/P197/P198/P199/P200/P201/P202/P203/P204/P205/P206/P207/P208/P209/P210/P211/P212/P213/P214/P215/P216/P217/P218/P219/P220/P221/P222/P223/P224/P225/P226/P227/P228/P229/P230/P231/P232/P233/P234/P235/P236/P237/P238/P239/P240/P241/P242/P243/P244/P245/P246/P247/P248/P249/P250/P251/P252/P253/P254/P255/P256/P257/P258/P259/P260/P261/P262/P263/P264/P265/P266/P267/P268/P269/P270/P271/P272/P273/P274/P275/P276/P277/P278/P279/P280/P281/P282/P283/P284/P285/P286/P287/P288/P289/P290/P291/P292/P293/P294/P295/P296/P297/P298/P299/P300/P301/P302/P303/P304/P305/P306/P307/P308/P309/P310/P311/P312/P313/P314/P315/P316/P317/P318/P319/P320/P321/P322/P323/P324/P325/P326/P327/P328/P329/P330/P331/P332/P333/P334/P335/P336/P337/P338/P339/P340/P341/P342/P343/P344/P345/P346/P347/P348/P349/P350/P351/P352/P353/P354/P355/P356/P357/P358/P359/P360/P361/P362/P363/P364/P365/P366/P367/P368/P369/P370/P371/P372/P373/P374/P375/P376/P377/P378/P379/P380/P381/P382/P383/P384/P385/P386/P387/P388/P389/P390/P391/P392/P393/P394/P395/P396/P397/P398/P399/P400/P401/P402/P403/P404/P405/P406/P407/P408/P409/P410/P411/P412/P413/P414/P415/P416/P417/P418/P419/P420/P421/P422/P423/P424/P425/P426/P427/P428/P429/P430/P431/P432/P433/P434/P435/P436/P437/P438/P439/P440/P441/P442/P443/P444/P445/P446/P447/P448/P449/P450/P451/P452/P453/P454/P455/P456/P457/P458/P459/P460/P461/P462/P463/P464/P465/P466/P467/P468/P469/P470/P471/P472/P473/P474/P475/P476/P477/P478/P479/P480/P481/P482/P483/P484/P485/P486/P487/P488/P489/P490/P491/P492/P493/P494/P495/P496/P497/P498/P499/P500/P501/P502/P503/P504/P505/P506/P507/P508/P509/P510/P511/P512/P513/P514/P515/P516/P517/P518/P519/P520/P521/P522/P523/P524/P525/P526/P527/P528/P529/P530/P531/P532/P533/P534/P535/P536/P537/P538/P539/P540/P541/P542/P543/P544/P545/P546/P547/P548/P549/P550/P551/P552/P553/P554/P555/P556/P557/P558/P559/P560/P561/P562/P563/P564/P565/P566/P567/P568/P569/P570/P571/P572/P573/P574/P575/P576/P577/P578/P579/P580/P581/P582/P583/P584/P585/P586/P587/P588/P589/P590/P591/P592/P593/P594/P595/P596/P597/P598/P599/P600/P601/P602/P603/P604/P605/P606/P607/P608/P609/P610/P611/P612/P613/P614/P615/P616/P617/P618/P619/P620/P621/P622/P623/P624/P625/P626/P627/P628/P629/P630/P631/P632/P633/P634/P635/P636/P637/P638/P639/P640/P641/P642/P643/P644/P645/P646/P647/P648/P649/P650/P651/P652/P653/P654/P655/P656/P657/P658/P659/P660/P661/P662/P663/P664/P665/P666/P667/P668/P669/P670/P671/P672/P673/P674/P675/P676/P677/P678/P679/P680/P681/P682/P683/P684/P685/P686/P687/P688/P689/P690/P691/P692/P693/P694/P695/P696/P697/P698/P699/P700/P701/P702/P703/P704/P705/P706/P707/P708/P709/P710/P711/P712/P713/P714/P715/P716/P717/P718/P719/P720/P721/P722/P723/P724/P725/P726/P727/P728/P729/P730/P731/P732/P733/P734/P735/P736/P737/P738/P739/P740/P741/P742/P743/P744/P745/P746/P747/P748/P749/P750/P751/P752/P753/P754/P755/P756/P757/P758/P759/P760/P761/P762/P763/P764/P765/P766/P767/P768/P769/P770/P771/P772/P773/P774/P775/P776/P777/P778/P779/P780/P781/P782/P783/P784/P785/P786/P787/P788/P789/P790/P791/P792/P793/P794/P795/P796/P797/P798/P799/P800/P801/P802/P803/P804/P805/P806/P807/P808/P809/P810/P811/P812/P813/P814/P815/P816/P817/P818/P819/P820/P821/P822/P823/P824/P825/P826/P827/P828/P829/P830/P831/P832/P833/P834/P835/P836/P837/P838/P839/P840/P841/P842/P843/P844/P845/P846/P847/P848/P849/P850/P851/P852/P853/P854/P855/P856/P857/P858/P859/P860/P861/P862/P863/P864/P865/P866/P867/P868/P869/P870/P871/P872/P873/P874/P875/P876/P877/P878/P879/P880/P881/P882/P883/P884/P885/P886/P887/P888/P889/P890/P891/P892/P893/P894/P895/P896/P897/P898/P899/P900/P901/P902/P903/P904/P905/P906/P907/P908/P909/P910/P911/P912/P913/P914/P915/P916/P917/P918/P919/P920/P921/P922/P923/P924/P925/P926/P927/P928/P929/P930/P931/P932/P933/P934/P935/P936/P937/P938/P939/P940/P941/P942/P943/P944/P945/P946/P947/P948/P949/P950/P951/P952/P953/P954/P955/P956/P957/P958/P959/P960/P961/P962/P963/P964/P965/P966/P967/P968/P969/P970/P971/P972/P973/P974/P975/P976/P977/P978/P979/P980/P981/P982/P983/P984/P985/P986/P987/P988/P989/P990/P991/P992/P993/P994/P995/P996/P997/P998/P999/P1000/P1001/P1002/P1003/P1004/P1005/P1006/P1007/P1008/P1009/P1010/P1011/P1012/P1013/P1014/P1015/P1016/P1017/P1018/P1019/P1020/P1021/P1022/P1023/P1024/P1025/P1026/P1027/P1028/P1029/P1030/P1031/P1032/P1033/P1034/P1035/P1036/P1037/P1038/P1039/P1040/P1041/P1042/P1043/P1044/P1045/P1046/P1047/P1048/P1049/P1050/P1051/P1052/P1053/P1054/P1055/P1056/P1057/P1058/P1059/P1060/P1061/P1062/P1063/P1064/P1065/P1066/P1067/P1068/P1069/P1070/P1071/P1072/P1073/P1074/P1075/P1076/P1077/P1078/P1079/P1080/P1081/P1082/P1083/P1084/P1085/P1086/P1087/P1088/P1089/P1090/P1091/P1092/P1093/P1094/P1095/P1096/P1097/P1098/P1099/P1100/P1101/P1102/P1103/P1104/P1105/P1106/P1107/P1108/P1109/P1110/P1111/P1112/P1113/P1114/P1115/P1116/P1117/P1118/P1119/P1120/P1121/P1122/P1123/P1124/P1125/P1126/P1127/P1128/P1129/P1130/P1131/P1132/P1133/P1134/P1135/P1136/P1137/P1138/P1139/P1140/P1141/P1142/P1143/P1144/P1145/P1146/P1147/P1148/P1149/P1150/P1151/P1152/P1153/P1154/P1155/P1156/P1157/P1158/P1159/P1160/P1161/P1162/P1163/P1164/P1165/P1166/P1167/P1168/P1169/P1170/P1171/P1172/P1173/P1174/P1175/P1176/P1177/P1178/P1179/P1180/P1181/P1182/P1183/P1184/P1185/P1186/P1187/P1188/P1189/P1190/P1191/P1192/P1193/P1194/P1195/P1196/P1197/P1198/P1199/P1200/P1201/P1202/P1203/P1204/P1205/P1206/P1207/P1208/P1209/P1210/P1211/P1212/P1213/P1214/P1215/P1216/P1217/P1218/P1219/P1220/P1221/P1222/P1223/P1224/P1225/P1226/P1227/P1228/P1229/P1230/P1231/P1232/P1233/P1234/P1235/P1236/P1237/P1238/P1239/P1240/P1241/P1242/P1243/P1244/P1245/P1246/P1247/P1248/P1249/P1250/P1251/P1252/P1253/P1254/P1255/P1256/P1257/P1258/P1259/P1260/P1261/P1262/P1263/P1264/P1265/P1266/P1267/P1268/P1269/P1270/P1271/P1272/P1273/P1274/P1275/P1276/P1277/P1278/P1279/P1280/P1281/P1282/P1283/P1284/P1285/P1286/P1287/P1288/P1289/P1290/P1291/P1292/P1293/P1294/P1295/P1296/P1297/P1298/P1299/P1300/P1301/P1302/P1303/P1304/P1305/P1306/P1307/P1308/P1309/P1310/P1311/P1312/P1313/P1314/P1315/P1316/P1317/P1318/P1319/P1320/P1321/P1322/P1323/P1324/P1325/P1326/P1327/P1328/P1329/P1330/P1331/P1332/P1333/P1334/P1335/P1336/P1337/P1338/P1339/P1340/P1341/P1342/P1343/P1344/P1345/P1346/P1347/P1348/P1349/P1350/P1351/P1352/P1353/P1354/P1355/P1356/P1357/P1358/P1359/P1360/P1361/P1362/P1363/P1364/P1365/P1366/P1367/P1368/P1369/P1370/P1371/P1372/P1373/P1374/P1375/P1376/P1377/P1378/P1379/P1380/P1381/P1382/P1383/P1384/P1385/P1386/P1387/P1388/P1389/P1390/P1391/P1392/P1393/P1394/P1395/P1396/P1397/P1398/P1399/P1400/P1401/P1402/P1403/P1404/P1405/P1406/P1407/P1408/P1409/P1410/P1411/P1412/P1413/P1414/P1415/P1416/P1417/P1418/P1419/P1420/P1421/P1422/P1423/P1424/P1425/P1426/P1427/P1428/P1429/P1430/P1431/P1432/P1433/P1434/P1435/P1436/P1437/P1438/P1439/P1440/P1441/P1442/P1443/P1444/P1445/P1446/P1447/P1448/P1449/P1450/P1451/P1452/P1453/P1454/P1455/P1456/P1457/P1458/P1459/P1460/P1461/P1462/P1463/P1464/P1465/P1466/P1467/P1468/P1469/P1470/P1471/P1472/P1473/P1474/P1475/P1476/P1477/P1478/P1479/P1480/P1481/P1482/P1483/P1484/P1485/P1486/P1487/P1488/P1489/P1490/P1491/P1492/P1493/P1494/P1495/P1496/P1497/P1498/P1499/P1500/P1501/P1502/P1503/P1504/P1505/P1506/P1507/P1508/P1509/P1510/P1511/P1512/P1513/P1514/P1515/P1516/P1517/P1518/P1519/P1520/P1521/P1522/P1523/P1524/P1525/P1526/P1527/P1528/P1529/P1530/P1531/P1532/P1533/P1534/P1535/P1536/P1537/P1538/P1539/P1540/P1541/P1542/P1543/P1544/P1545/P1546/P1547/P1548/P1549/P1550/P1551/P1552/P1553/P1554/P1555/P1556/P1557/P1558/P1559/P1560/P1561/P1562/P1563/P1564/P1565/P1566/P1567/P1568/P1569/P1570/P1571/P1572/P1573/P1574/P1575/P1576/P1577/P1578/P1579/P1580/P1581/P1582/P1583/P1584/P1585/P1586/P1587/P1588/P1589/P1590/P1591/P1592/P1593/P1594/P1595/P1596/P1597/P1598/P1599/P1600/P1601/P1602/P1603/P1604/P1605/P1606/P1607/P1608/P1609/P1610/P1611/P1612/P1613/P1614/P1615/P1616/P1617/P1618/P1619/P1620/P1621/P1622/P1623/P1624/P1625/P1626/P1627/P1628/P1629/P1630/P1631/P1632/P1633/P1634/P1635/P1636/P1637/P1638/P1639/P1640/P1641/P1642/P1643/P1644/P1645/P1646/P1647/P1648/P1649/P1650/P1651/P1652/P1653/P1654/P1655/P1656/P1657/P1658/P1659/P1660/P1661/P1662/P1663/P1664/P1665/P1666/P1667/P1668/P1669/P1670/P1671/P1672/P1673/P1674/P1675/P1676/P1677/P1678/P1679/P1680/P1681/P1682/P1683/P1684/P1685/P1686/P1687/P1688/P1689/P1690/P1691/P1692/P1693/P1694/P1695/P1696/P1697/P1698/P1699/P1700/P1701/P1702/P1703/P1704/P1705/P1706/P1707/P1708/P1709/P1710/P1711/P1712/P1713/P1714/P1715/P1716/P1717/P1718/P1719/P1720/P1721/P1722/P1723/P1724/P1725/P1726/P1727/P1728/P1729/P1730/P1731/P1732/P1733/P1734/P1735/P1736/P1737/P1738/P1739/P1740/P1741/P1742/P1743/P1744/P1745/P1746/P1747/P1748/P1749/P1750/P1751/P1752/P1753/P1754/P1755/P1756/P1757/P1758/P1759/P1760/P1761/P1762/P1763/P1764/P1765/P1766/P1767/P1768/P1769/P1770/P1771/P1772/P1773/P1774/P1775/P1776/P1777/P1778/P1779/P1780/P1781/P1782/P1783/P1784/P1785/P1786/P1787/P1788/P1789/P1790/P1791/P1792/P1793/P1794/P1795/P1796/P1797/P1798/P1799/P1800/P1801/P1802/P1803/P1804/P1805/P1806/P1807/P1808/P1809/P1810/P1811/P1812/P1813/P1814/P1815/P1816/P1817/P1818/P1819/P1820/P1821/P1822/P1823/P1824/P1825/P1826/P1827/P1828/P1829/P1830/P1831/P1832/P1833/P1834/P1835/P1836/P1837/P1838/P1839/P1840/P1841/P1842/P1843/P1844/P1845/P1846/P1847/P1848/P1849/P1850/P1851/P1852/P1853/P1854/P1855/P1856/P1857/P1858/P1859/P1860/P1861/P1862/P1863/P1864/P1865/P1866/P1867/P1868/P1869/P1870/P1871/P1872/P1873/P1874/P1875/P1876/P1877/P1878/P1879/P1880/P1881/P1882/P1883/P1884/P1885/P1886/P1887/P1888/P1889/P1890/P1891/P1892/P1893/P1894/P1895/P1896/P1897/P1898/P1899/P1900/P1901/P1902/P1903/P1904/P1905/P1906/P1907/P1908/P1909/P1910/P1911/P1912/P1913/P1914/P1915/P1916/P1917/P1918/P1919/P1920/P1921/P1922/P1923/P1924/P1925/P1926/P1927/P1928/P1929/P1930/P1931/P1932/P1933/P1934/P1935/P1936/P1937/P1938/P1939/P1940/P1941/P1942/P1943/P1944/P1945/P1946/P1947/P1948/P1949/P1950/P1951/P1952/P1953/P1954/P1955/P1956/P1957/P1958/P1959/P1960/P1961/P1962/P1963/P1964/P1965/P1966/P1967/P1968/P1969/P1970/P1971/P1972/P1973/P1974/P1975/P1976/P1977/P1978/P1979/P1980/P1981/P1982/P1983/P1984/P1985/P1986/P1987/P1988/P1989/P1990/P1991/P1992/P1993/P1994/P1995/P1996/P1997/P1998/P1999/P2000/P2001/P2002/P2003/P2004/P2005/P2006/P2007/P2008/P2009/P2010/P2011/P2012/P2013/P2014/P2015/P2016/P2017/P2018/P2019/P2020/P2021/P2022/P2023/P2024/P2025/P2026/P2027/P2028/P2029/P2030/P2031/P2032/P2033/P2034/P2035/P2036/P2037/P2038/P2039/P2040/P2041/P2042/P2043/P2044/P2045/P2046/P2047/P2048/P2049/P2050/P2051/P2052/P2053/P2054/P2055/P2056/P2057/P2058/P2059/P2060/P2061/P2062/P2063/P2064/P2065/P2066/P2067/P2068/P2069/P2070/P2071/P2072/P2073/P2074/P2075/P2076/P2077/P2078/P2079/P2080/P2081/P2082/P2083/P2084/P2085/P2086/P2087/P2088/P2089/P2090/P2091/P2092/P2093/P2094/P2095/P2096/P2097/P2098/P2099/P2100/P2101/P2102/P2103/P2104/P2105/P2106/P2107/P2108/P2109/P2110/P2111/P2112/P2113/P2114/P2115/P2116/P2117/P2118/P2119/P2120/P2121/P2122/P2123/P2124/P2125/P2126/P2127/P2128/P2129/P2130/P2131/P2132/P2133/P2134/P2135/P2136/P2137/P2138/P2139/P2140/P2141/P2142/P2143/P2144/P2145/P2146/P2147/P2148/P2149/P2150/P2151/P2152/P2153/P2154/P2155/P2156/P2157/P2158/P2159/P2160/P2161/P2162/P2163/P2164/P2165/P2166/P2167/P2168/P2169/P2170/P2171/P2172/P2173/P2174/P2175/P2176/P2177/P2178/P2179/P2180/P2181/P2182/P2183/P2184/P2185/P2186/P2187/P2188/P2189/P2190/P2191/P2192/P2193/P2194/P2195/P2196/P2197/P2198/P2199/P2200/P2201/P2202/P2203/P2204/P2205/P2206/P2207/P2208/P2209/P2210/P2211/P2212/P2213/P2214/P2215/P2216/P2217/P2218/P2219/P2220/P2221/P2222/P2223/P2224/P2225/P2226/P2227/P2228/P2229/P2230/P2231/P2232/P2233/P2234/P2235/P2236/P2237/P2238/P2239/P2240/P2241/P2242/P2243/P2244/P2245/P2246/P2247/P2248/P2249/P2250/P2251/P2252/P2253/P2254/P2255/P2256/P2257/P2258/P2259/P2260/P2261/P2262/P2263/P2264/P2265/P2266/P2267/P2268/P2269/P2270/P2271/P2272/P2273/P2274/P2275/P2276/P2277/P2278/P2279/P2280/P2281/P2282/P2283/P2284/P2285/P2286/P2287/P2288/P2289/P2290/P2291/P2292/P2293/P2294/P2				

（水素等の活用促進と水素社会推進法における「価格差支援制度」）

- * 水素等は国内生成が可能だけでなく、貯蔵・運搬も可能であり、自動車燃料、水素還元製鉄、発電エネルギーへの利用など、多岐にわたる産業や幅広い分野での利用が期待され、今後の経済成長には欠かせない、グリーン成長戦略の軸になり得るとされています。
- * 水素の世界全体の利用量見通しは、2030年2億トン、2050年5億トン（IEA）となつていのに対し、日本の利用目標は、2030年300万トン、2050年2,000万トン（グリーン成長戦略）となっています。そのため、世界全体の利用量に対する日本の比率は、2030年1.5%、2050年4%となっており、2030年の段階から世界に出遅れないよう、コスト低減など取り組みの強化が必要です。
- * 2024年4月、第213回通常国会において、低炭素水素等の供給と利用を促進するための「水素社会推進法」とCO₂の安定的な貯留やCCS事業の適正な運営を確保することを目的とした「二酸化炭素の貯留事業に関する法律」が成立しました。今後、法の実効性、課題について注視していく必要があります。
- * 2024年10月、政府は脱炭素化が難しい分野においてもGXを推進し、エネルギー安定供給・脱炭素・経済成長を同時に実現する観点から低炭素水素の活用を促進するために「水素社会推進法」を施行しました。支援内容としては、事業者が供給する低炭素水素等へ、供給開始後15年間、既存燃料との価格差を国が補填する「価格差に着目した支援（以下、価格差支援）」と、低炭素水素等を需要家が実際に利用する地点までの輸送設備（パイプライン、タンク等）の費用の一部を国が支援する「拠点整備支援」があります。
- * 水素社会推進法における価格差支援と拠点整備支援には課題もあります。支援の条件として、低炭素水素の年間供給量が価格差支援の場合年間1,000トン、拠点整備支援の場合年間10,000トンも必要なため、地域の中小企業におけるP2Gシステム（脱炭素電源で発電した電力の余剰分を気体燃料に変換して貯蔵・利用すること）による水素の利用や小規模ベンチャー企業の水素供給事業における初期投資の負担軽減には活用できないという課題があります。中小企業によるGXの推進は日本全体の脱炭素に寄与するだけでなく、企業自身の競争力強化につながるため、各種制度の支援対象の中小企業に向けた拡大が望まれます。

資料 19 水素社会推進法における価格差支援制度と拠点整備支援の概要



資料出所：資源エネルギー庁 水素社会推進法について スライド 23

(e-fuel の現状)

- *再生可能エネルギーから生成した水素と二酸化炭素によるクリーンな合成液体燃料である e-fuel は、幅広い動力源で利用可能であり、石油供給網などの既存インフラを活用することにより、グリーン成長戦略においても、他の新燃料に比べて導入コストを抑えることが可能とされています。

(蓄電池政策の現在位置)

- *2050年カーボンニュートラル実現に向け、蓄電池と再生可能エネルギーは重要な要素として認識されています。2050年の蓄電池市場は、車載用が2019年比で38倍の7,546GWh、定置用が113倍の3,400GWhに成長する見込みです。一方、リチウムイオン蓄電池(LiB)を発明した日系企業はこれまで技術的優位性を確保してきましたが、市場の拡大に伴い中韓メーカーのシェアが拡大し、日系企業のシェアは2015年の51.7%から2020年には21.1%へ低下しました。
- *また、欧米を含め世界的に官民での投資競争が激化していることから、政府は2022年8月に蓄電池産業戦略を策定しています。その主な目標は、
 - ①現行の液系LiBにおいて、政府が上流資源を確保するとともに大規模投資へ支援することで、2030年までに150GWh/年の国内製造基盤を確立すること
 - ②有志国との戦略的連携強化など海外展開を戦略的に実施し、我が国の企業全て600GWh/年の製造能力をグローバル市場において確保すること
 - ③グリーンイノベーション基金など開発支援を強化し、2030年頃に全固体電池を本格実用化、以降も技術リーダーの地位を維持・確保することです。
- *これらの目標に基づく取り組みにより、現在150GWh/年の製造基盤確立に向けて120GWh/年が確保できる見込みとなっています。しかし、原材料となるバッテリーメタルの必要資源量を十分に確保できていないため、政府は重要鉱物を特定重要物資に指定し助成金での支援することや、日加、日豪など諸外国と連携しサプライチェーンを確保することなど対策を進めています。
- *また、人材確保についても「関西蓄電池人材育成等コンソーシアム」において、2024年度からの高校生・高専生向け教育プログラムの実施に向けた教育プログラムが実施され、2025年度からは大学における人材育成プログラムの検討がされるなど対策が進められています。

資料20 特定重要物資の対象品目

特定重要物資の主な支援措置 及び認定済計画数（計123件）			(令和6年12月23日時点)
抗菌性物質製剤（厚労）（2件認定） 原材料及び原業の生産基盤強化、備蓄 ・βラクタム系抗菌薬	肥料（農水）（12件認定） 備蓄 ・リン酸アンモニウム ・塩化カリウム	船舶の部品（国交）（11件認定） 生産基盤強化 ・エンジン（2ストローク・4ストローク） ・クランクシャフト ・ソナー ・プロペラ	
半導体（経産）（24件認定） 生産基盤強化、原料の供給基盤強化 ・従来型半導体 ・半導体製造装置（部素材含む） ・半導体部素材（部素材含む） ・半導体原料（黄リン、ヘリウム、希ガス、蛍石等）	蓄電池（経産）（32件認定） 生産基盤強化、技術開発 ・蓄電池 ・蓄電池製造装置 ・蓄電池部素材	航空機の部品（経産）（14件認定） 生産基盤強化、研究開発等 ・大型鍛造品 ・CMC ・炭素繊維 ・鋳造品 ・SiC繊維 ・スポンジタン	
永久磁石（経産）（4件認定） 生産基盤強化、技術開発等 ・ネオジム磁石 ・サマリウムコバルト磁石 ・省レアース磁石	先端電子部品（経産）（2件認定） 生産基盤強化、研究開発 ・MLCC・フィルムコンデンサ ・SAWフィルター・BAWフィルター ・電子部品製造装置（部素材含む） ・電子部品部素材（部素材含む）	工作機械・産業用ロボット（経産）（5件認定） 生産基盤強化、研究開発 ・CNC ・減速機 ・リニアガイド ・鋳物代替素材（ミネラルキャスト） ・サーボ機構 ・PLC ・リニアスケール ・CNCシステム ・ボールねじ	
重要鉱物（経産）（5件認定） 探鉱、鉱山開発、精錬能力強化、技術開発 ・マンガン ・リチウム ・ガリウム ・ニッケル ・グラファイト ・ゲルマニウム ・コバルト ・レアース ・ウラン	天然ガス（経産）（1件認定） 戦略的余剰液化天然ガスの確保 ・天然ガス	クラウドプログラム（経産）（11件認定） プログラム開発・開発に必要な利用環境の整備 ・基盤クラウドプログラム ・高度な電子計算機	

資料出所：内閣府 サプライチェーン強靱化の取組のフォローアップと今後の見直しの方向性

（再生可能エネルギーの概況）

* エネルギー安定供給や脱炭素化に向けて、再生可能エネルギーは重要な取り組みとなっており、第7次エネルギー基本計画では、

- ・ S + 3 E を大前提に、再生可能エネルギーの主力電源化を徹底し、地域との共生と国民負担の抑制を図りながら最大限の導入を促す
- ・ 国産再生可能エネルギーの普及拡大を図り、技術自給率の向上を図ることは、産業競争力の強化に資する。こうした観点からも次世代再生可能エネルギー技術の開発・社会実装を進めていく必要がある
- ・ これからの課題に対して、①事業規律の強化、②F I P制度や入札制度の活用、③地域間連系線の整備・蓄電池の導入等、④ペロブスカイト太陽電池や浮体式洋上風力、ワンストップでの許認可フォローアップによる地熱発電の導入拡大、次世代型地熱の社会実装加速化、中小水力の推進、⑤適切な廃棄・リサイクルが実施される制度整備等

が記載され、これらの取り組みを行うことにより、2040年度のエネルギー需給見通しでは、再生可能エネルギーの割合が4～5割（2023年度は約2割）と提示されています。

また、再生可能エネルギーの導入にあたっては、地域との共生や国民負担、使用済太陽光パネルの処理等の対応が求められます。

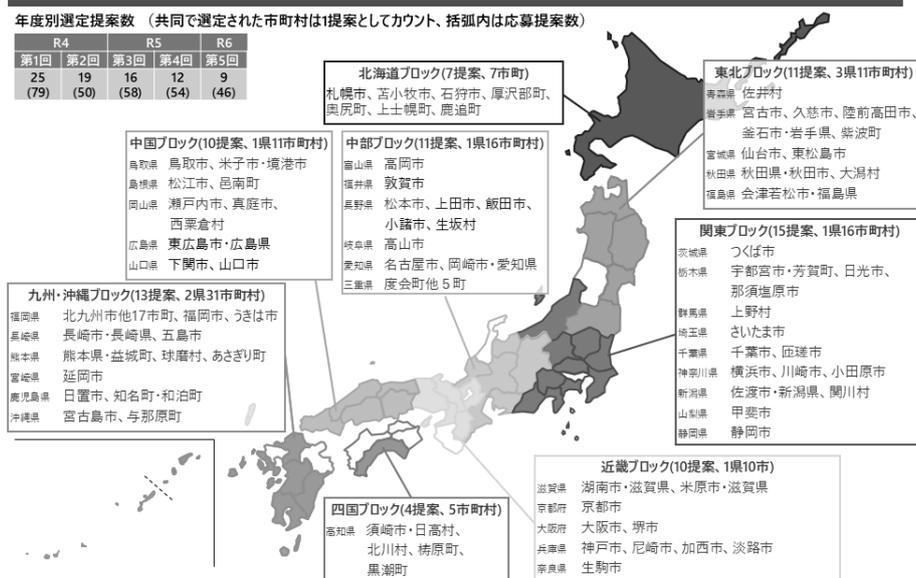
〔脱炭素先行地域〕の概要

＊脱炭素先行地域とは、家庭部門や業務その他部門などの電力消費に伴うCO₂排出の実質ゼロを実現し、運輸部門やガス利用等も含む電力以外の温室効果ガス排出削減についても、日本の2030年度温室効果ガス46%削減目標と整合する取り組みを地域特性に応じて実現する地域で、「実行の脱炭素ドミノ」のモデルとなります。

「地域脱炭素ロードマップ」では、地方自治体や地元企業・金融機関が中心となり、環境省を中心に国も積極的に支援しながら、少なくとも100カ所の脱炭素先行地域で、2025年度までに、脱炭素に向かう地域特性等に応じた先行的な取組実施の道筋をつけ、2030年度までに実行し、これにより、農山漁村、離島、都市部の街区など多様な地域において、地域課題を同時解決し、住民の暮らしの質の向上を実現しながら脱炭素に向かう取り組みの方向性を示すこととしております。

資料21 脱炭素先行地域の選定状況

脱炭素先行地域(81提案)



資料出所：環境省 脱炭素地域づくり支援サイト 脱炭素先行地域選定結果
<https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/preceding-region/>

（次世代送電網（スマートグリッド）、コンポジット電線など環境配慮型電線）

＊カーボンニュートラルの実現に向けて、太陽光や風力など再生可能エネルギーを最大限活用する一方で、エネルギーの消費を最小限に抑えていく環境配慮型都市（スマートシティ・コミュニティ）が提唱されています。環境配慮型都市におけるエネルギーは、供給側では自然エネルギーを利用するため天候によって発電量が変化し、需要側でもエネルギーの消費量が刻々と変化します。よって、需要と供給の双方向で無駄なく安定したエネルギーを活用できる技術である次世代送電網（スマートグリッド）が必要となります。次世代送電網とは、「従来からの集中型電源と送電系統との一体運用に加え、情報通信技術の活用により、太陽光発

電等の分散型電源や需要家の情報を統合・活用して、高効率、高品質、高信頼度の電力供給システムの実現をめざすもの」とされています。

資料22 スマートコミュニティのイメージ



資料出所：経済産業省 資源エネルギー庁ホームページ 「スマートコミュニティとは」 閲覧日：2025年1月20日
https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/advanced_systems/smart_community/

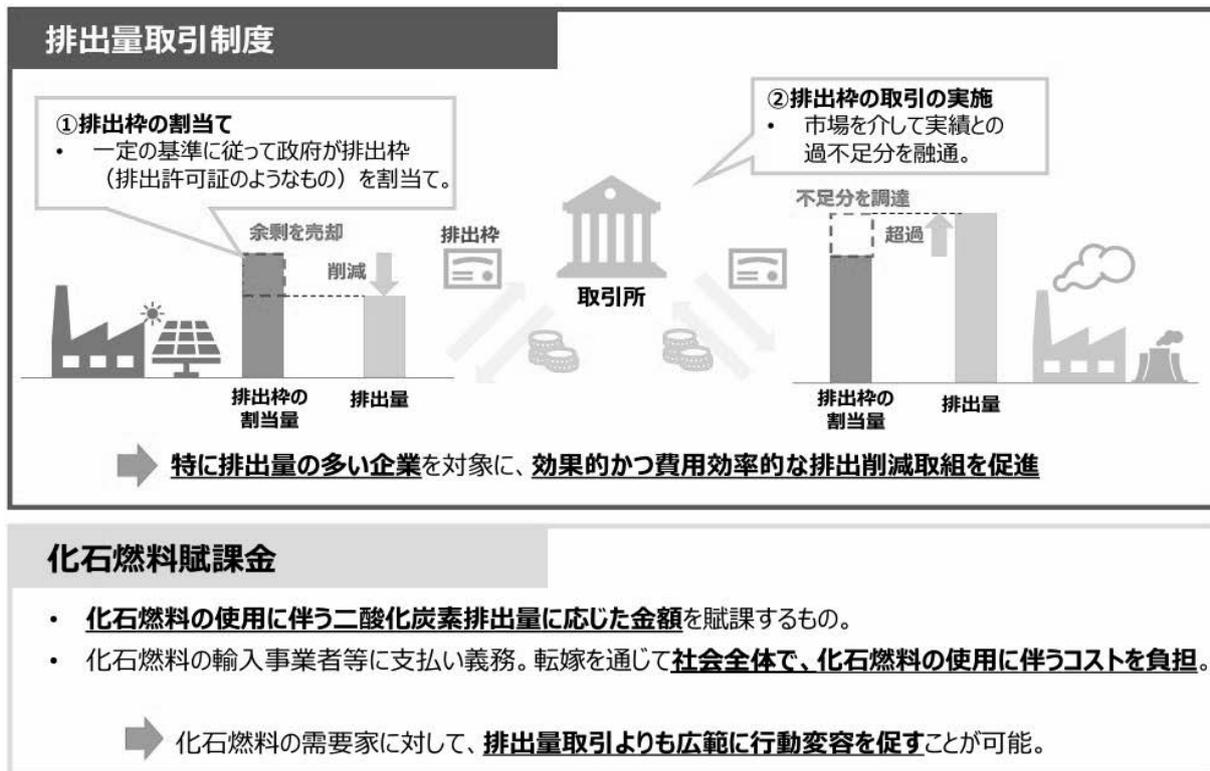
- * コンポジット電線とは張力を担う鋼心部分に軽量・高強度の炭素繊維プラスチックを採用することで鉄塔や電柱間のたるみを現す弛度・張力変動を小さくできるほか、電気抵抗低減により送電量を増やすことが可能となります。さらに従来の架空線よりも軽量化させることで鉄塔の耐荷重に対し、ケーブルの敷設本数を増やすことが可能となるため、大幅な送電量の向上が見込まれます。
- * また、山間部などの鉄塔更新工事が容易ではない地域においても、既存架空電線からコンポジット電線への張替えのみで送電量の増加が可能となることから工期短縮によるコスト削減とともに、鉄塔の増設を必要としないことによる森林保護の観点から、環境面への影響を低減させた電線となっています。

(カーボンプライシングの概要と成長志向型カーボンプライシング構想)

* 脱炭素社会の実現に向けて、CO₂排出量を減少させるためには、CO₂排出者の行動を変容させる必要があります。その有効な手段として、企業などの排出するCO₂に価格を付け、GX関連製品・事業の付加価値を向上させる「カーボンプライシング」があります。

* 2023年2月、政府は「先行投資支援（GX経済移行債）」と「排出削減を促進する措置（賦課金と排出量取引制度）」の両輪でGX投資を加速化させるために「成長志向型カーボンプライシング構想」を公表しました。

資料 23 排出量取引制度と化石燃料賦課金の概要



資料出所：内閣官房 「GX2040ビジョンの概要」 スライド28

*2024年12月には「GX2040ビジョン」において、排出量取引制度や化石燃料賦課金の導入に関する「成長志向型カーボンプライシング構想の実現に向けた制度措置」を示しました。

資料 24 成長志向型カーボンプライシング構想

6 (1) 成長志向型カーボンプライシング構想のポイント【基本的考え方】

(2023年通常国会のGX推進法で措置済み)

- **事業者の予見性を高め、GX投資の前倒しを促進するための支援・制度一体型の措置。**
- **20兆円規模のGX経済移行債を発行、GXのための先行投資支援。**
- 2028年度から**化石燃料賦課金導入**、2026年度から**排出量取引制度を本格稼働**、2033年度からは**発電事業者への有償オークションを導入**と、段階的にカーボンプライシングを導入。

6 (2) 成長志向型カーボンプライシング構想のポイント【実現に向けた制度措置】

(2025年通常国会でGX推進法改正案提出を予定)

- **排出量取引制度の本格稼働 (2026年度～)**
 - 公平性・実効性を確保しつつ、対象企業の業種特性や脱炭素への道筋等を考慮する柔軟性を有する形で、排出量取引制度を本格稼働。
 - ① **一定の排出規模以上(直接排出10万トン)の企業は業種等問わず一律に参加義務**
 - ② 業種特性等を考慮した政府指針に基づき**対象事業者に排出枠を無償割当て**
 - ③ **排出枠の上下限価格を設定**することによる取引価格に対する予見可能性の確保
※2026年度から開始する排出量取引制度を基盤に2033年度より排出枠の有償オークションを実施する。
- **化石燃料賦課金の導入 (2028年度～)**
 - 広くGXへの動機付けが可能となるよう炭素排出に対する一律のカーボンプライシングとして導入。
 - 円滑かつ確実に導入・執行するための所要の措置を整備。

資料出所：内閣官房 「GX2040ビジョンの概要」 スライド 26

*排出量取引制度のようなカーボンプライシングは、CO₂排出者の行動を変容させようとする一方、産業競争力を低迷させる可能性があります。特に短期的にCO₂排出を削減することが困難な鉄鋼業などの産業に対して一定の配慮がないまま排出量取引制度が導入されると、排出枠の購入が負担となってしまいます。このような産業の競争力が損なわれないよう、当該産業の当事者と十分な議論・理解の上で制度を構築することや排出量の削減が困難な産業に対する排出枠の無償枠を今後長期にわたって維持するといった取り組みが必要です。

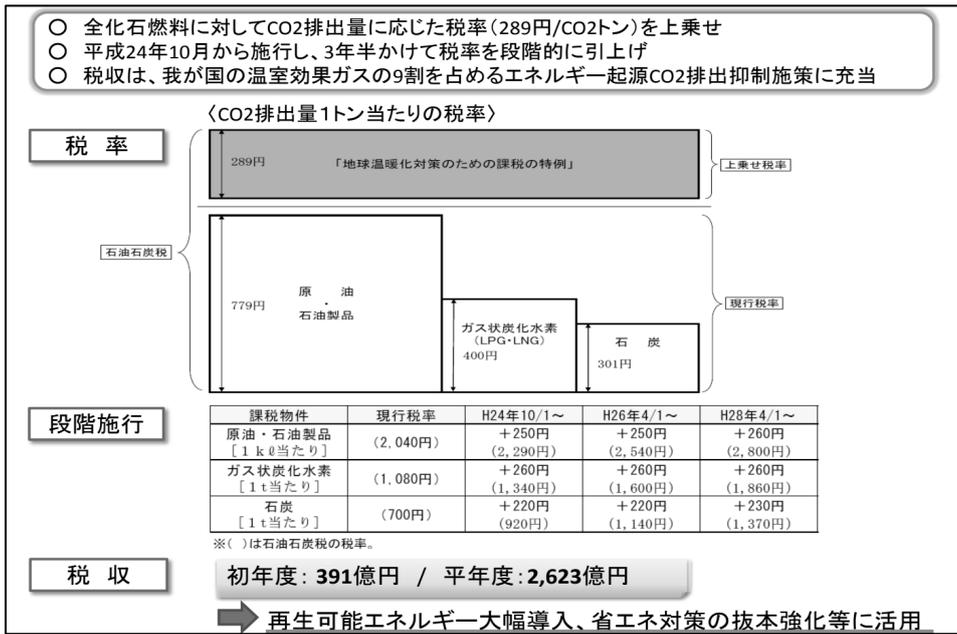
(既存のカーボンプライシング)

*1978年、「石油税」が制定され、原油及び輸入石油製品が課税対象となりました。その後、ガス状炭化水素や石炭が課税対象として追加されたことにより、「石油石炭税」として改正されました。また、2012年には石油石炭税に対してさらに税率を上乗せする「地球温暖化対策のための税」が施行されています。

*日本における既存の炭素税としては、地球温暖化対策税 (CO₂ 1トンあたり 289円) が存在しますが、加えて、石油石炭税や揮発油税などにより、全ての化石燃料に何らかのエネルギー税制が導入されており、総税収は約 4.3兆円 (CO₂ 1トンあたり 4,057円) となっています。これに、FIT賦課金の総額約 2.4兆円を加えると約 6.7兆円 (CO₂ 1トンあたり 6,301円) となります。

*こうした既存の税制に加え、新たに排出量取引制度や炭素に対する賦課金を導入することは税制を一層複雑化させることになるため、既存税制と整理・統合することが求められます。

資料 25 「地球温暖化対策のための税」について



資料出所：環境省ホームページ 「地球温暖化対策のための税の投入」
<https://www.env.go.jp/policy/tax/about.html>

資料 26 日本の化石燃料諸税等の負担水準



資料出所：経済産業省

(炭素国境調整措置の動向)

- * 炭素国境調整措置とは、カーボンプライシングなどによるコストの増加を避けたい企業が生産拠点を規制の緩い国や地域に移転する「カーボンリーケージ」に対処するため、輸入品に対して国内と国外の炭素価格の差額分の支払いを課す措置です。
- * EUでは、2023年10月から移行期間が開始し、セメント、肥料、電気、鉄鋼、水素、アルミニウムを対象に暫定適用が開始されました。2026年1月から本格適用開始される予定となっています。しかし、環境省の脱炭素ポータルに掲載されている「炭素国境調整措置（CBAM）から読み解くカーボンプライシング」の有村俊秀早稲田大学教授に対するインタビューによると、「あくまで現在EUから示されている文書に基づけばとなりますが、石油石炭税は今のところ認められない論調です。認められるのは石油石炭税への上乗せ部分である地球温暖化対策税の289円のみではないかともいわれていますが、現在は調整中の段階であり、注視していく必要があります。」という主張もあります。わが国の企業に不利な取り扱いにならないよう、関係国、地域に働きかけるとともに、国際ルールの形成に積極的にかかわり、国際的に公正な競争条件を確保する必要があります。

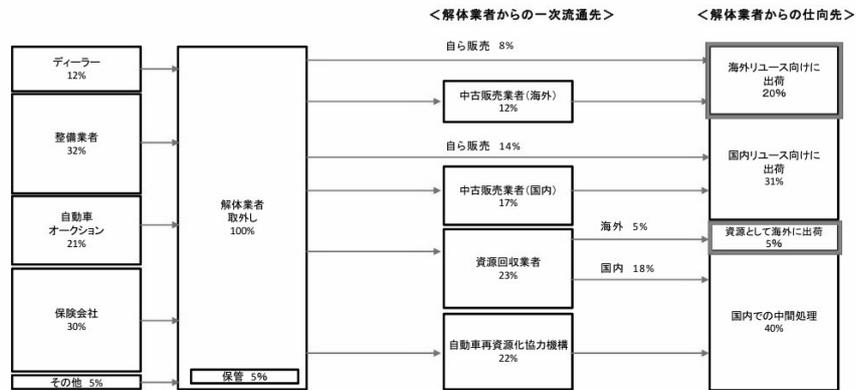
(重要鉱物の現状)

- * 鉱物資源について、日本は産出量や生産コストの問題からほぼすべてを輸入に頼っていますが、一部の鉱物資源は特定国への依存度が高く、経済安全保障上のリスクが顕在化しつつあります。また、精錬・加工プロセスについて、環境規制の緩さを含めたコストの低さから中国に集中していますが、中国は重要鉱物の輸出規制を強化しており、半導体分野での先進諸国と中国の対立が、重要鉱物でも強まる懸念されています。
- * 政府は資源外交を強化しており、2024年に、イタリア、オーストラリアなどと資源に関する協力覚書を締結しています。今後も各国へTPP加入や二国間協定の締結などで関係強化を図りつつ、レアアース泥採掘の技術開発や、省資源・代替材料の研究・開発支援、家電やEVなど都市鉱山のリサイクルに関する法整備などにより、供給源多角化の推進が重要です。
- * 外交による資源の獲得のほか、日本において都市鉱山の活用を進めるために、リユース資源の海外流出を防止する法制度が必要です。経済産業省の第2回蓄電池のサステナビリティに関する研究会で提示された事務局資料によると、廃車後の車載蓄電池は解体業者による取り外しのあと、25%が海外に流出してしまうことが分かっています。世界的に重要鉱物の需要が高まっている中で、日本における資源の安定供給を確立し続けるためにもリサイクルした重要鉱物の国内供給の数値目標を定めることが求められています。
- * 2024年12月、経済安保推進法で規定された、民間事業者支援のみでは特定重要物資の安定供給を図ることが困難であるときに政府は当該物資を「特別の対策を講ずる必要がある特定重要物資」として指定したうえで「備蓄その他の安定供給確保のために必要な措置」を講ずるいわゆる国有施設民間操業（GOCO）スキームの実体化が検討されています。研究開発支援・設備投資のほかにもこうした取り組みを積極的に推進することでも複雑化する社会・経済・国際情勢に対応していくことが重要です。

資料 27 廃棄予定の蓄電池の流通状況（自動車）

廃車後の蓄電池の流通状況調査

- 今回の調査結果から、解体業者から取り外された駆動用LIBは、①海外リユース向けに出荷(20%)、②国内リユース向けに出荷(31%)、③資源として海外に出荷(5%)、④国内での中間処理(40%)となっていることが明らかとなった。



63

資料出所：経済産業省 第2回蓄電池のサステナビリティに関する研究会 事務局資料 スライド 63

2. 安定かつ低廉な電力供給

(原子力発電の必要性)

- * 経済産業省の試算では、原子力発電の発電コストは石油石炭火力発電、バイオマス発電、地熱発電と比較して非常に安価です。また、原子力発電は必要な燃料が少なく、数年間国内保有燃料のみで電力の生産が可能な純国産エネルギー源として経済安全保障に資する電源です。
- * 近年 AI や DX の進展に伴い、大量の電力を消費するデータセンターの建設が盛んに行われています。第 47 回総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会 省エネルギー小委員会において日本データセンター協会が提出した資料によると、最近建設されたデータセンターは最低でも 30MW の電力を 24 時間 365 日ほぼ変動なく消費します。これは「100V30A 契約の一般家庭では 3KW なので 10,000 軒分」の消費電力と同等であり、小さな市よりも多くの電力をデータセンターが消費することを示しています。
- * 今後恒常的に使用される電力はデータセンター、AI で用いられる GPU、電気自動車や鉄鋼生産の電炉化等で大きく増大する可能性があります。特にデータセンターの増設や電炉化はベースロードとしての電源を必要とするため、大量の電力を長期的に発電できる原子力発電の活用は今後の日本の産業競争力強化、経済安全保障の実現のためには必須です。
- * 近年、アマゾンやマイクロソフトなどの巨大テック企業では、生成 AI 等の人工知能の発達による電力需要の増大を背景として、次世代型原子力発電所の投資拡大や、米国内の原子力発電所の稼働を促すなどの動きがみられます。高炉から電炉への転換や、生成 AI の普及拡大に伴うデータセンター、半導体工場の増加など、日本においても電力需要の増大が見込まれる中、電力の安定供給を確保する必要があります。また、科学技術振興機構の推計では、エネルギー効率の改善幅が小さい場合、日本全国のデータセンターにおける年間消費電力量は 2030 年で約 240 億 KWh にも及び、これは一般的な原子力発電所の年間発電量（約 87 億 6,000 KWh）約 2.7 基分となることとなります。また「第 7 次エネルギー基本計画」では、原子力発電が「再生可能エネルギーと原子力をともに最大限活用していくことが極めて重要となる。」と位置づけられており、前回のエネルギー基本計画に明記されていた「可能なかぎり依存度を低減する」という文言は削除されたことから、エネルギー政策は今後安定供給に重点が置かれることになることがわかります。しかし、エネルギーの安定供給に最も重要な役割を果たす原子力発電所の再稼働は遅々として進展しておらず、安全が確認された原子力発電の利活用の促進が喫緊の課題です。

資料 28 各電源のコスト比較

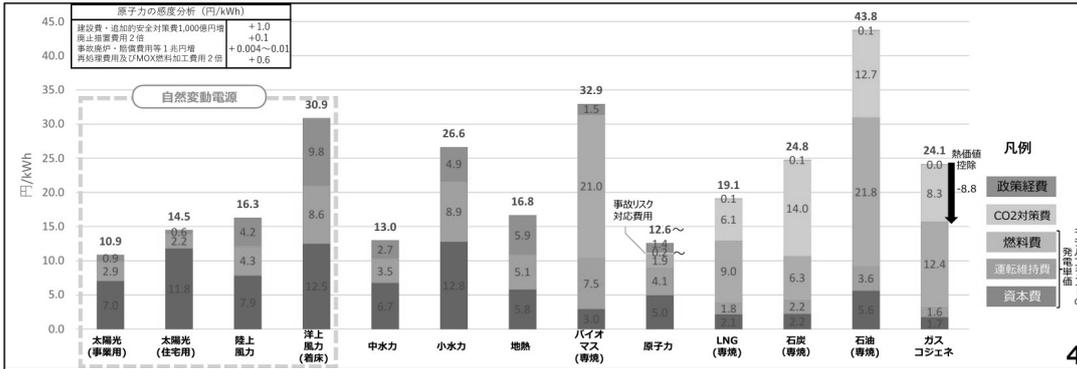
【モデルプラント方式の発電コスト】2023年の試算の結果概要（暫定）

検証結果は、標準的な発電所を立地条件等を考慮せずに新規に建設し所定期間運用した場合の「総発電コスト」の試算値。政策支援を前提に達成するべき性能や価格目標とも一致しない。

1. 各電源のコスト面の特徴を踏まえ、どの電源に政策の力点を置くかといった、**2040年に向けたエネルギー政策の議論の参考材料**とするために試算。
2. **2023年に、発電設備を新設・運転した際のkWh当たりのコストを、一定の前提で機械的に試算したもの（既存設備を運転するコストではない）。**
3. 事業者が**現実に発電設備を建設する際は、下記の発電コストだけでなく様々な条件（立地制約・燃料供給制約等）が勘案され、総合的に判断される。**

電源	自然変動電源				水力		地熱	バイオマス	原子力	火力			コジェネ	
	太陽光 (事業用)	太陽光 (住宅用)	陸上風力	洋上風力 (着床)	中水力	小水力	地熱	バイオマス (専焼)	原子力	LNG (専焼)	石炭 (専焼)	石油 (専焼)	ガス コジェネ	
LCOE (円/kWh)	政策経費あり	10.9	14.5	16.3	30.9	13.0	26.6	16.8	32.9	12.6~	19.1	24.8	43.8	15.3 16.9
	政策経費なし	10.0	14.0	12.1	21.1	10.3	21.7	10.9	31.4	11.2~	19.1	24.7	43.8	15.3 16.9
設備利用率 稼働年数	18.3% 25年	15.8% 25年	29.6% 25年	30% 25年	54.7% 40年	54.4% 40年	83% 40年	87% 40年	70% 40年	70% 40年	70% 40年	30% 40年	72.3% 30年	

(注1) グラフの値は、IEA「World Energy Outlook 2024」の公表政策シナリオ (STEPS) のケースがベース。CO2価格はEU-ETSの2023年平均価格、コジェネはCIF価格で計算したコストを使用。その他の前提は、後述の、各電源ごとの「発電コストの内訳」(グラフ) のとおり。
 (注2) 発電コスト検証WGで考慮した政策経費は、国際的に確立した手法では算入しないことが一般的であることから、政策経費を算入しないケースについても併せて記載することとした。
 (注3) 四捨五入により合計が一致しないことがある。 (注4) 水素、アンモニア混焼は熱量ベース。 (注5) 「CO2対策費用」は環境外部費用の一部を、便宜的にWEOで示された炭素価格に擬制したもの。



資料出所：経済産業省 「発電コスト検証に関する議論について」スライド4

(原子力発電の再稼働状況)

*原子力発電については、「第7次エネルギー基本計画」において「原子力などエネルギー安全保障に寄与し、脱炭素効果の高い電源を最大限活用することが必要不可欠である。」と述べられています。

*また、政府は、2023年2月に閣議決定した「GX実現に向けた基本方針」において、

- ・将来にわたって持続的に原子力を活用するため、安全確保を大前提に、新たな安全メカニズムを組み込んだ次世代革新炉の開発・建設に取り組む。地域の理解確保を大前提に、廃炉となる原発の建て替えを念頭に次世代革新炉の開発と建設を進める。

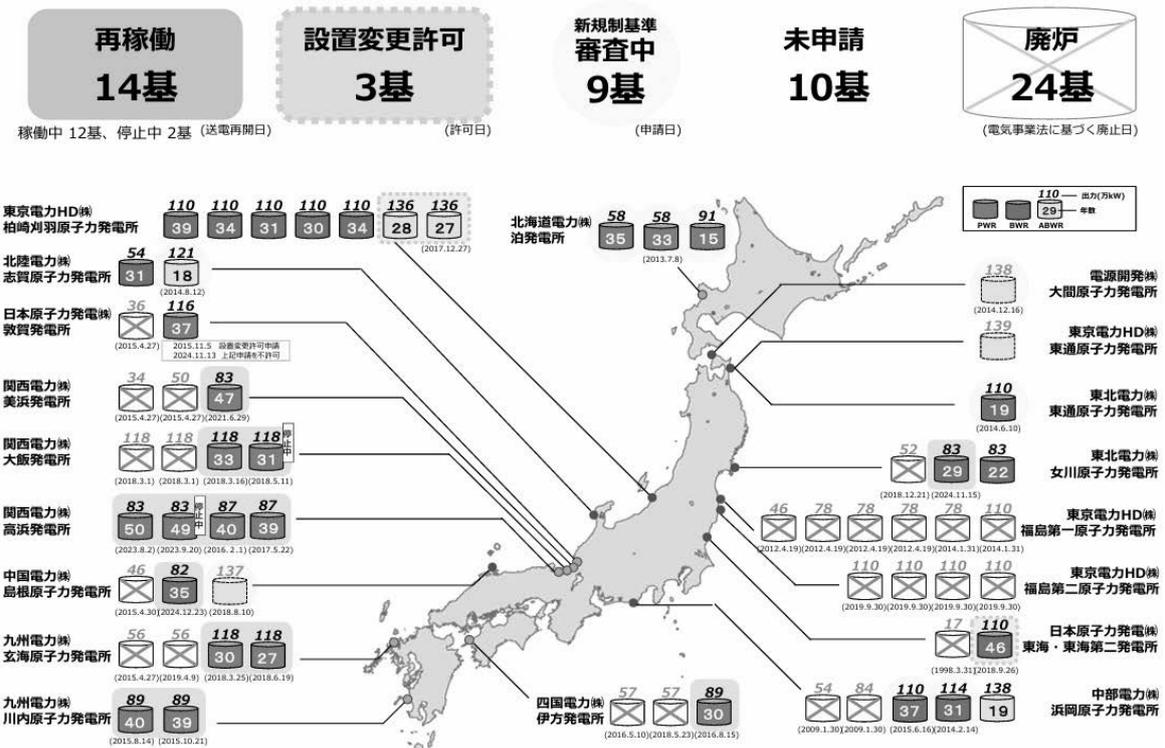
- ・運転期間は40年、延長を認める期間は20年と制限を設けた上で、一定の停止期間に限り、追加的な延長を認めることとする。

としています。

資料 29 原子力発電所の再稼働審査状況

原子力発電所の現状

2025年1月17日時点

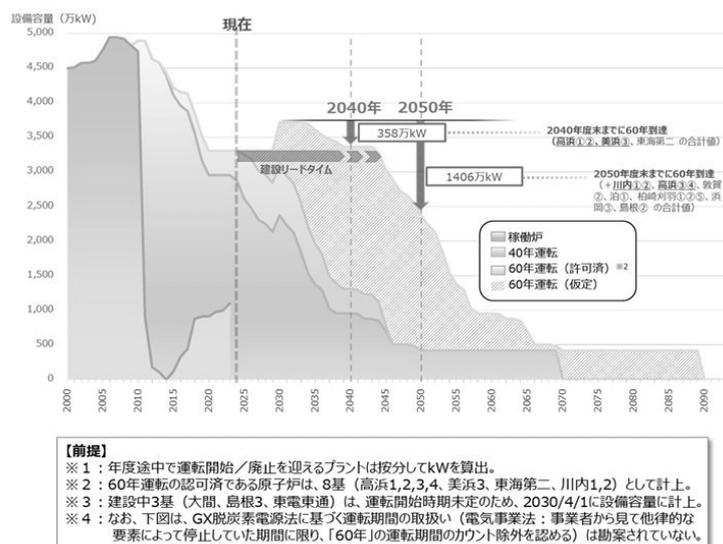


資料出所：資源エネルギー庁 「日本の原子力発電の状況」

(原子力を取り巻く新技術と既存原発のリプレース)

- * 「第7次エネルギー基本計画」では、原子力に関する新技術について、「新しい安全対策に係る技術開発を促進し、実用化を加速する。また、高速炉、高温ガス炉、核融合といった他の次世代革新炉についても、実用化に向けた技術開発に継続的に取り組む。」と明記しています。小型モジュール炉、高温ガス炉、高速炉、浮体式原子力発電、核融合など次世代革新炉の研究開発については、原子力発電のより一層の安全性向上、エネルギー安全保障確保に向けたエネルギー自給率の向上などの観点から、迅速な実用化に向け取り組むことが重要です。高経年化し、廃炉が決定した原子力発電設備を上述のような技術を用いた新型革新炉へのリプレースを強力に推進することが原子力発電によるエネルギーの安定確保に極めて重要だと考えられます。そして、原子力発電を今後も活用していくためには、原子力に対する専門的な知識を持った人材が必要であるため、今後も政府が実施する「未来社会に向けた先進的原子力教育コンソーシアム (ANEC)」を活用することで人材育成、確保をめざすことが政府に求められます。
- * 原子力発電所は運転期間が定められており、その期間を超えて運転を継続することは原則出来ません。資源エネルギー庁の資料によると、このまま新規の原子力発電所の建て替えを進めなければ、2040年代半ばごろに急速に設備容量が減少してしまいます。原子力発電所の建設は20年という長い時間がかかるため、今から原子力発電のリプレースを推進しなければ、将来的な電力需要のひっ迫はより深刻になることが予想されます。
- * 新型革新炉のほか、立地条件に縛られず、地震・津波の影響を受けづらい浮体式原子力発電について、ロシア・中国に遅れをとらないためにも、民間企業が行う商用化に向けた取り組みを国として支援すべきです。

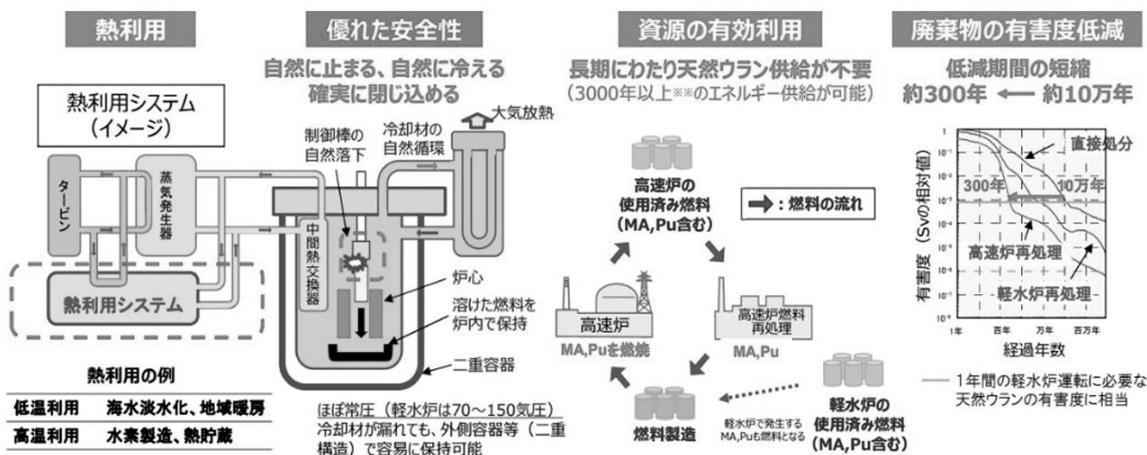
資料 30 原子力発電所の設備容量 (見通し)



資料出所：資源エネルギー庁 総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会 (第 62 回会合) 事務局提出資料
「GXに向けた取組と省エネ・非化石転換について」 スライド 13

*原子力発電設備の再稼働を推進するためには国民の理解が必須であり、国民の理解を得るためには、放射性廃棄物の最終処理が課題となっています。処分する放射性廃棄物を最小限の量に抑えるには、放射性廃棄物の減容化が必要です。現在、日本は「第7次エネルギー基本計画」において、高レベル放射性廃棄物の減容化、有害度低減などの点において利点がある高速炉の研究開発に取り組むことを方針としています。高速炉の社会実装に向けた取り組みを進めるにあたっては、現在運転を停止している高速実験炉「常陽」の再稼働、活用を進めなければなりません。「常陽」は使用する核燃料が少なく、プルトニウム、マイナーアクチノイドの燃焼による高レベル放射性廃棄物の減容化・有害度低減が期待できるため、今後の次世代高速炉の実証、社会実装に向けて一層取り組む必要があります。

資料 31 ナトリウム冷却高速炉の特徴



資料出所：経済産業省 高速実験炉「常陽」の高速炉開発における必要性和意義
スライド 19 より

3. 労働者の利益に資するAI開発支援・規制とDXの推進

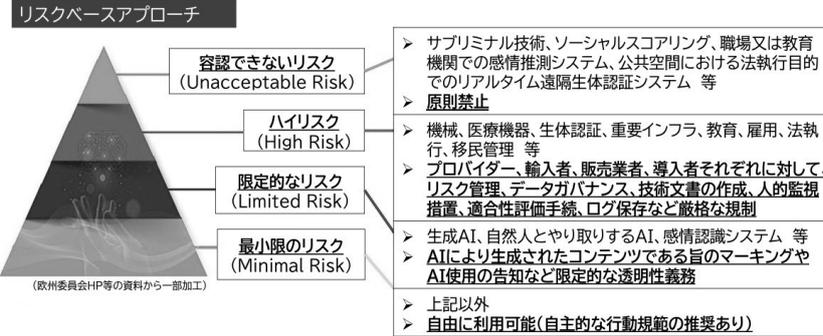
(AIの活用と労働者に対するAIの使用の規制)

- *2022年11月の米国のOpenAI社による生成AI「Chat-GPT」の発表を皮切りに、AIは飛躍的な技術革新を迎えました。内閣府の「世界経済の潮流 2024年I-AIで変わる労働市場」は、「従来型AIの導入は企業レベルの生産性を0~11%向上させ、生成AIはタスクレベルの生産性を10~56%向上させた」と報告しているため、労働需給のひっ迫に対応するためにAIの開発、活用を推進する必要があります。
- *日本企業には技術で勝ってビジネスで負けるという弱点があります。AI含め技術の「実証」の繰り返しだけでは実社会への「実装」は不可能です。政府は、AI等の先進的技術に関して日本企業から戦略的調達を実施し、日本企業が競争力を確保できる政策をすべきです。
- *AIは労働者の生産性を向上させう一方、雇用の代替や労働者の監視等のリスクもあります。内閣府の「世界経済の潮流 2024年I-AIで変わる労働市場」によると、AIによる代替可能性は職業によって異なり、「事務的タスクのシェアが大きく、意思決定の重要性が低い職業はAIによる代替性が高い職業であると指摘しています。こうした職業の就業者には女性や非正規雇用者が多いため、性別や雇用形態による格差が拡大する恐れがあります。
- *欧州議会の調査部門であるEPRSは、「AI対応ツールとアルゴリズム管理は職場に重大な影響を及ぼし」、AIによって使用者が「職場内外での企業の監視能力を高め、労働者の私生活や空間に侵入し」たり「労働組合活動の妨害」を引き起こしたりする可能性があるとして報告しています。AIを労働者の監視に用いることは、労働者の基本的人権や個人の尊厳を毀損する行為であるため、AIを法律で規制する場合は、EUのAI規制法案と同様に、分野ごとに規制を検討し、人権侵害を防ぐ規制が必要です。
- *EUによるAI規制の特徴は、「容認できないリスク」、「ハイリスク」、「限定的リスク」、「最小限リスク」の4つのレベルを設定し、各々のリスクに応じ規制する「リスクベースアプローチ」を採用した点です。労働者にとって有益なAI開発を阻害せず、かつ労働者の権利を保護するAI規制には、EUの「AI整合規則提案」と整合、発展させた制度が必要です。
- *日本政府は2025年2月、日本においてAIに関する政策や法規制のあり方を議論していた「AI戦略会議」や「AI制度研究会」の「中間とりまとめ」を公表しました。「中間とりまとめ」では、不適切なAIによる求職者の選別などの懸念に対し、政府は実態の把握に努め、技術的対応含む必要な対策を検討するとしています。また同月に、「人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律案」(以下、AI法案)が閣議決定されました。AI法案により、国はAIに関する研究開発の促進や人材確保、教育振興を行うほか、国際的な規範策定の参画・主導、国民の権利利益を侵害する事案への調査、事業者・国民への指導、助言を行うとしています。加えて、内閣総理大臣を本部長とする「AI戦略本部」が設置され、政府が上記取り組みのため実施すべき施策の基本的な方針を定める「AI基本計画」が今後策定される予定です。しかし、労働者への影響が大きいAIに関する制度を検討する政府の会議体に労働者の声を代弁する委員が存在しないことが懸念されます。

資料 32 EUのAI規制におけるリスクベースアプローチの考え方

リスクベースアプローチ

○ AI規則では、リスクベースアプローチを採用し、4つのリスクレベルを設け、各々のリスクに応じた規制を規定。それに加え、汎用AIに関する規制あり。



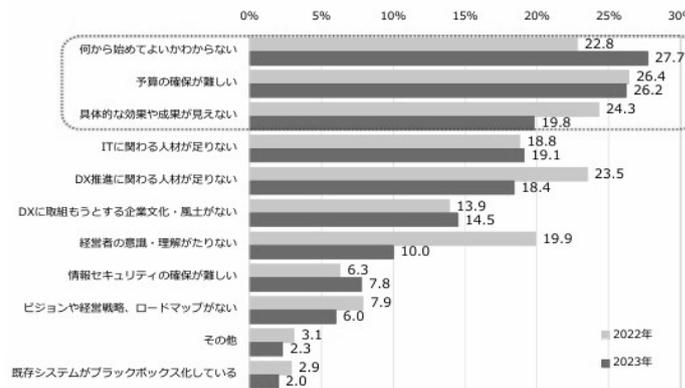
資料出所：欧州連合日本政府代表部 「EU AI 規則の概要」 スライド6

(中小企業のDX対応に関する政府の取り組み紹介「地域デジタル化支援促進事業」)

*近年、DXが注目されるようになり、大企業を中心に多くの企業がDXへの取り組みを推進しています。しかし中小企業においては、DX自体の認知度は高いものの、DXがあまり進んでいない状況です。独立行政法人中小企業基盤整備機構が実施する「中小企業のDX推進に関する調査(2023年)」によると、従業員規模20人以下の企業でのDXに取り組む際の課題は「何から始めてよいかわからない」「具体的な効果や成果が見えない」などがありました。

資料 33 企業が感じるDXへの課題

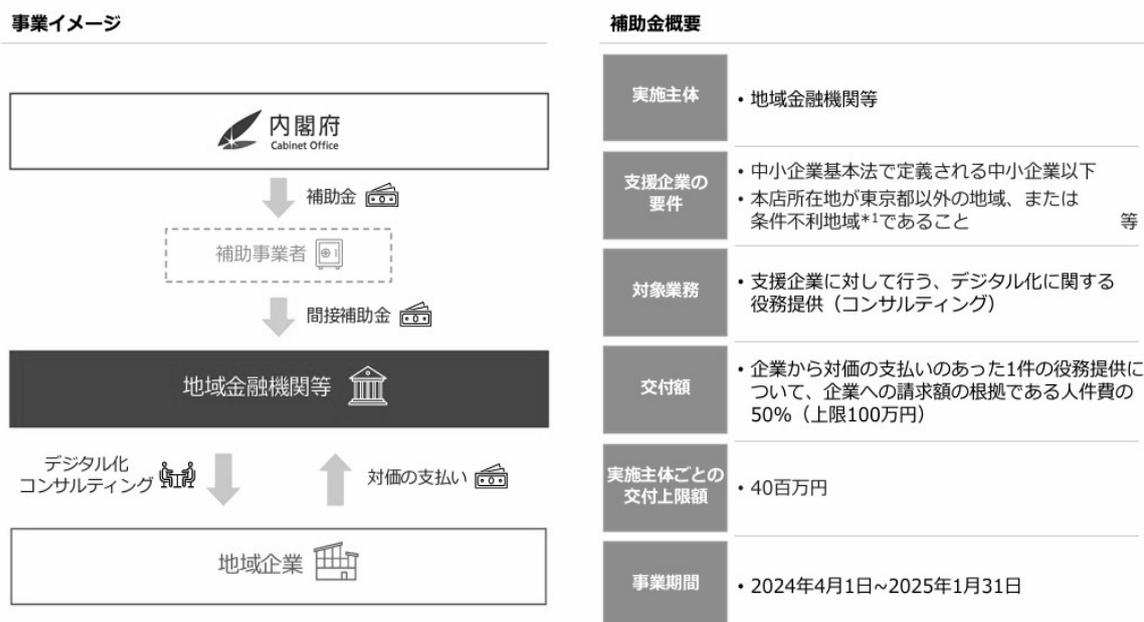
図表 17 DXに取り組むに当たっての課題 (従業員規模20人以下) (n=602 複数回答)



資料出所：中小企業基盤整備機構「中小企業のDX推進に関する調査」 P13

*こうした中小企業の状況に対して内閣府は、地域企業のデジタル化の促進に向けて、地域金融機関等が行う、地域企業へのデジタル化支援コンサルティングについて、地域金融機関等に対し支援を実施し、その取組みを後押しするため、2024年4月より「地域デジタル化支援促進事業」を開始しました。なお、中小企業と日常的に関係している団体・企業は地域金融機関だけではなく、商工会議所や地域のベンダーも同様であると考えられるため、支援対象をこうした団体・企業にも広げ、より幅広い知見をもとに中小企業のDXを推進すべきです。

資料 34 地域デジタル化支援促進事業の概要



*1：過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法及び小笠原諸島振興開発特別措置法で規定される条件不利地域を有する市町村のうち、政令指定都市を除く市町村

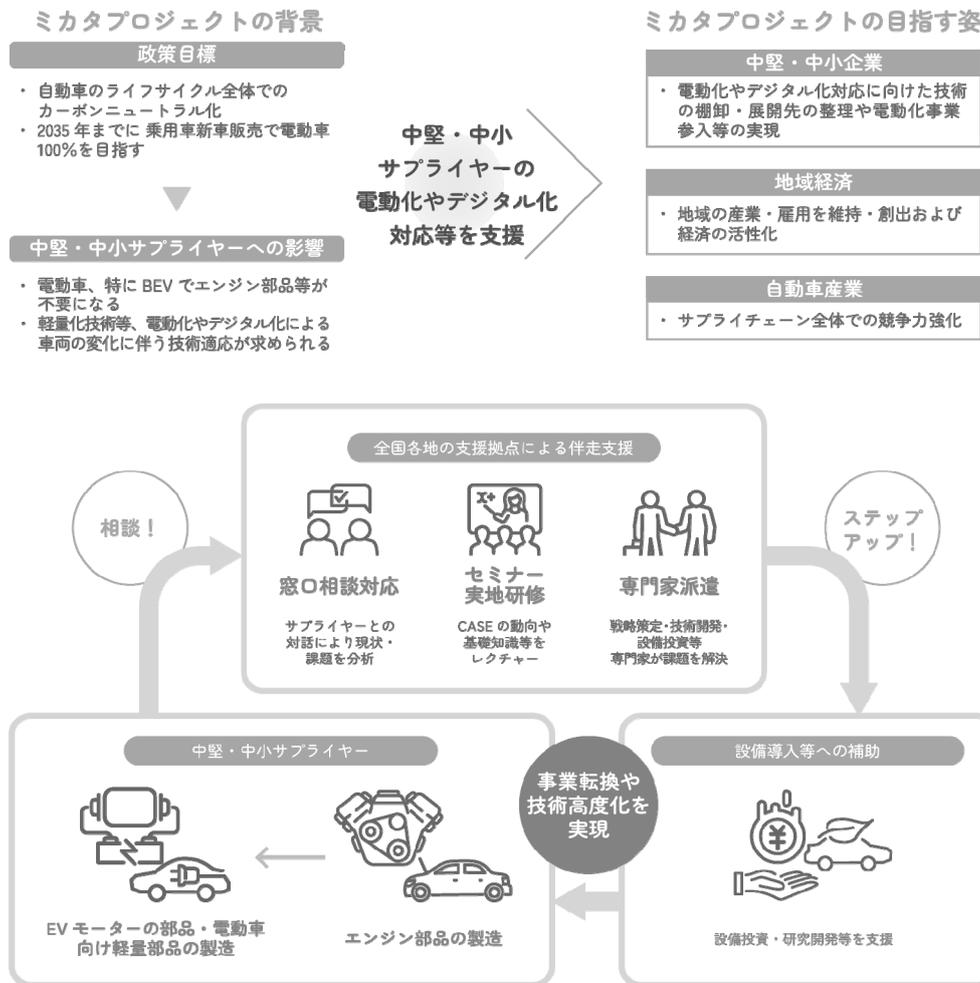
1

資料出所：内閣官房「地域デジタル化支援促進事業の概要について」 スライド 1

(公正な移行の実現に向けた政府の伴走支援紹介「ミカタプロジェクト」)

- * 経済産業省は、2022年度から、自動車産業「ミカタプロジェクト」として、自動車の電動化の進展に伴い、需要の減少が見込まれる自動車部品（エンジン、トランスミッション等）に関わる中堅・中小企業者が、電動車部品の製造に挑戦するといった「攻めの業態転換・事業再構築」について、窓口相談や研修・セミナー、専門家派遣等を通じて支援する事業を実施しています。
- * 「ミカタプロジェクト」と同様の伴走支援は「よろず支援拠点」において産業関わらず実施されています。「よろず支援拠点」とは、国が全国に設置する無料の経営相談機関で、新規事業の構築や経営改善などの、中小・中堅企業が直面する経営上の課題に広く助言を行っています。ものづくり産業のすそ野は広く、関係する産業・企業も多いため、こうした制度を広く周知し、活用を促すことが重要です。

資料35 自動車産業ミカタプロジェクトの概要



資料出所：経済産業省 自動車部品サプライヤー事業転換支援事業 ミカタプロジェクトポータルサイト 事業概要より
<https://auto-supplier-mikata.go.jp/outline/#outline01>

金属労協「2025年産業政策要求」

継続課題

金属労協「産業政策要求」継続課題

項 目	内 容	特記事項	
I. 人材育成			
1-1	2019 (人材) 実習助手の待遇改善	○職務内容を適正に表す名称に変更すること。 ○教員免許を有している者については、直ちに「教育職2級」の給料表が適用されるよう、制度見直しを行うこと。 ○教員免許を有していない実習助手が、科目等履修生制度を活用して教員免許を取得できるようにすること。	—
1-2	中期 (人材) 労働移動支援助成金の再就職支援コースの廃止	リストラ対象者の再就職支援を民間職業紹介事業者に委託したり、リストラ対象者に求職活動のための休暇を付与したりする企業に助成を行う労働移動支援助成金・再就職支援コースは廃止し、求職活動支援は本人支援に限定すること。労働移動支援助成金のうち、雇い入れた企業に対する助成（早期雇入れ支援コース、人材育成支援コース、移籍人材育成支援コース、中途採用拡大コース）については、引き続き制度を維持しつつ、人手不足の状況下で、執行率については問題視しないようにすること。	◇早期雇入れ支援コース：雇入れ前の賃金と比して5%以上上昇させた場合、20万円加算。
1-3	(人材) 人材開発支援助成金、教育訓練給付	人材開発支援助成金、教育訓練給付については、その量的拡大を図るだけでなく、対象となる訓練・講座の質的向上に注力すること。また、人材開発支援助成金を活用した教育訓練休暇制度の導入を促進すること。	—
II. DX政策			
2-1	2022 (DX) 中小企業におけるDXの展開促進	○DX投資促進税制について、その要件となっている「DX認定」に関し、中小企業をはじめとする企業の負担軽減を図ること。 <具体的施策例> ・「DX認定」における「標準処理期間」（60日）を短縮する。 ・「DX認定」の取得については、まず「認定申請書」の審査によって「仮認定」を行い、これをもって「DX投資促進税制」の「DX認定」の取得要件を当面満たすこととし、一定期間の経過後、改めて公表ホームページなどの審査を行って、「本認定」としていく。 ○中小企業に対してもものづくり補助金、IT導入補助金、持続可補助金を支給するとともに、相談対応、ハンズオン支援などを行う「中小企業生産性革命推進事業」について、長期的・安定的に予算を確保すること。	◇DX促進税制の適用期限は2025年3月末までに延長されたが、それ以降は不明。 ◇「中小企業生産性革命推進事業」は現在継続中。
2-2	2022 (DX) 企業間における電子商取引規格の統一化	○バリューチェーンにおける電子商取引システムについては、現状では、取引先企業ごとに異なるシステムへの対応を余儀なくされていることから、汎用性も考慮しつつ、統一プラットフォームの構築を促進すること。	—
2-3	2022 (DX) サイバーセキュリティの強化	○米・英・加・豪・NZと適合する国際標準のサイバーセキュリティ対策を早期に導入すること。 <具体的施策例> ・クラウドサービスに関するISMAP（政府情報システムのためのセキュリティ評価制度）の民間における活用を促進する。 ・企業に対し、NIST（米国国立標準技術研究所）が定めるサイバーセキュリティの技術規格であるSPシリーズへの準拠の徹底を促す。 ・民間企業の開発する情報機器に対し、国の機関によるハッキングチェックの実施体制を確立する。 ・情報機器の脆弱性情報を政府として収集するとともに、脆弱性情報にアクセスできる人材の資格制度であるSC（セキュリティ・クリアランス）制度を導入し、米・英・加・豪・NZなどとの相互認証を図る。	◇2024年5月、「重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律案」（セキュリティクリアランス法案）が可決。 ◇2024年4月より、「サイバー安全保障を確保するための能動的サイバー防御等に係る態勢の整備の推進に関する法律案」が審議中。

項 目	内 容	特記事項
2-4 2022 (DX) マイナンバーの活用 促進	<p>○「国・地方公共団体・民間を通じたトータルデザイン」に基づき、わが国全体としてのデジタル化・DXの共通基盤を確立する中で、民間を含めたマイナンバーの正しい理解促進と活用拡大を図ることに加え、インフラ環境の整備を進めること。</p> <p><具体的施策例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーについては、社会保障、税、災害対策の分野に限らず、教育、企業支援なども含め、行政（国・地方自治体）の実施するあらゆる対民間（国民・住民・企業）サービス・支援の提供や効果の検証において活用が図られるようにし、分野横断的な情報の突き合わせを行うことにより、行政の迅速かつ公正な事務処理を進めていく。 ・たとえば、企業や個人が国・地方自治体から支援を受けようとする際に提出する情報については、税の申告をはじめ、すでに国・地方自治体の諸機関に提出している情報が共通して活用されるようにする。 ・マイナンバーを通じた行政における情報共有化の拡大と、国民・住民のマイナンバーカードの積極的な活用を促すため、個人情報保護に関する国民の不安が払しょくされるよう、セキュリティ対策に関する理解促進活動を強化すること。 	<p>◇2023年6月、マイナンバー法改正。3分野以外の行政事務にマイナンバーの利用範囲の拡大。</p> <p>◇2024年12月、紙の保険証からマイナ保険証への移行が開始。</p>
2-5 2019 (DX) 次世代モビリティの 開発加速化のための 取り組み強化	<p>○「ロードマップ」において、「2030年に向けた重要目標達成指標」として「設定する方向で検討する」とされている以下の目標については、ベンチマークとする各国の数値との比較を通じて、わが国の進捗状況を確認するためにも、迅速に設定していくこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通事故の削減 ・交通渋滞の緩和 ・物流交通の効率化 ・高齢者等の移動支援 ・自動運転システムの普及 ・車両生産 ・輸出 ・インフラ輸出 <p>○海外の企業や政府における自動運転の開発目標・ロードマップ、実際の自動運転技術の開発状況、法令や関連諸制度およびインフラなどに関する検討・整備状況などに関して、最新の情報の入手に努め、その共有化を図ること。それらの情報をもとに、世界標準に沿った法令、関連諸制度、インフラなどの整備を海外に後れをとることなく迅速に行っていくこと。</p>	<p>◇2023年4月の道路交通法改正により、「レベル4」の自動運転が解禁。</p>
Ⅲ. カーボンニュートラル政策		
3-1 2020 (カーボンニュートラル) グローバルな環境問 題解決への貢献	<p>○わが国の優れた低炭素技術、製品、システム、サービス、インフラについて、途上国に対しODAによる無償供与を行っていくこと。</p> <p>○これまで、温室効果ガスや代替フロンなどグローバルな環境規制について、先進国、新興国、途上国において異なる取り扱いが行われてきたが、将来的に設けられる規制については、内容、スケジュールが共通化され、あまねく遵守されるよう、わが国として必要な貢献を行っていくこと。</p>	—
Ⅳ. バリューチェーン政策		
4-1 2022 (独占禁止法、下請 法の強化)	<p>○独占禁止法における優越的地位の濫用規制の位置づけを高めていくこと。</p> <p><具体的施策例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・EU法などを踏まえ、例えば独占禁止法を「競争制限」の禁止、「優越的地位の濫用」の禁止、「企業結合」の規制、という3本柱に再編成する。 <p>○独占禁止法の優越的地位の濫用規制および下請法について、不適切な取引に対する抑止効果を高めていくこと。</p> <p><具体的施策例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・独占禁止法の優越的地位の濫用に関する課徴金を抑止力の働く水準まで大幅に引き上げる。 ・実体規定違反に対する罰則を新設する。 	<p>◇2025年3月、下請法・下請振興法改正法案閣議決定。</p>
4-2 2024 (適正取引ルールの 周知徹底)	<p>○下請法、業界団体の自主行動計画、中小企業庁の業種別「下請適正取引等推進のためのガイドライン」、「新しい型取引のルール」、「パートナーシップ構築宣言」、経団連などの「長時間労働につながる商慣行の是正に向けた共同宣言」、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に盛り込まれた規制、行動ルールを項目ごとに整理したガイドブックを作成し、一冊をチェックすることによって、すべてを遵守できるようにする。</p>	—
4-3 2021 (生産性向上) 生産性向上の促進を はじめとする部品企 業、中小企業支援	<p>○『2020年度版中小企業施策利用ガイドブック』によれば、事業者向け補助金・助成金として主なものだけでも59の制度があるが、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・類似の補助金・助成金制度を整理することにより、中小企業にとって制度のわかりやすさの向上を図る。 ・利用手続きの統一化や、利用する制度ごとに書類を提出することによる提出書類の重複の解消により、中小企業の負担軽減を図る。 <p>ため、これらをひとつの制度として一本化し、その中で、支給目的ごとに支給要件、支援内容、提出書類、報告事項などを整理していくこと。</p>	—

項 目	内 容	特記事項
4-4 2020 (生産性向上) 中小企業における生産性向上の促進と従業員への成果配分支援	○現行2020年度までとなっている所得拡大促進税制については、継続していくこと。なお、厚生労働省「賃金引上げ等の実態に関する調査」において、企業にとって原則的には内転原資である定期昇給率が1.7%程度となっていることを踏まえ、継続雇用者給与等支給額が少なくとも「1.7%プラス過年度消費者物価上昇率」を超えて増額となっている企業を対象とすること。	◇賃上げ促進税制について、税額控除の適用要件は、雇用者給与等支給額が1.5%以上上昇していること又は2.5%以上上昇していることとなっているが、消費者物価指数全国2024年平均の総合指数は2.7%の上昇となっており、物価上昇分をカバーできていない。
4-5 2019 (事業承継) 「事業引継ぎ支援センター」の活動の拡大	○事業引継ぎ支援センターにおいて、人材を採用し、人材を引き留めるために必要な賃金・労働諸条件の確保が不可能な状況にある企業についても、従業員への承継、親事業者との統合、バリューチェーン内における同業他社との統合など、事業引継ぎ支援を行っていくこと。 ○事業引継ぎ支援センターでは、事業引継ぎ後、労働者の団結権・結社の自由の侵害や、賃金・労働諸条件の引き下げが見られた場合について、情報の共有化を図ること。	—
V. 財政・金融政策		
5-1 2021 (金融) 需要が供給力を上回る状態を維持するための消費者物価上昇率目標の実現と、為替レートの安定に向けた適切な金融政策	○雇用の安定と働く者の継続的な生活向上を実現していくためには、需要と供給力の差を示すGDPギャップをプラス（需要超過・供給力不足）で維持することが不可欠であることから、消費者物価上昇率が速やかにマイナスの状態を脱し、2%程度の消費者物価上昇率目標を迅速に達成するよう、適切な金融政策を推進していくこと。 ○このため、量的金融緩和の縮小を行う場合には、決して急ぐことなく、慎重に進めていくこと。 ○金融機関が日本銀行に保有する日銀当座預金（日銀当預）の口座に止まっている資金が、円滑に市中に流れるよう、適切な施策を講じること。 ○GDPギャップのマイナス（需要不足・供給力過剰）が継続している場合、購買力平価（1ドル＝100円程度）を上回る円高が進行した場合などには、迅速に量的金融緩和の再拡大を図ること。	—
5-2 中期 (金融) 新興国などにおける完全変動相場制導入の促進	経済力に見合った為替相場の実現、為替相場の安定、大規模な国際金融危機が発生した場合のショック緩和を図るため、中国・人民元など固定相場制や管理変動相場制を採用している新興国、発展途上国通貨の完全変動相場制への移行を促していくこと。	—
5-3 2021 (財政健全化・行革) マイナスシーリングと行政事業レビューの徹底などによる財政健全化	○パンデミックや大規模災害が今後も繰り返し発生することを織り込んだ上で、財政健全化計画を策定すること。財政健全化計画は、財政赤字、政府債務のなし崩し的な拡大を抑止する実効性あるものとする。こと。 ○財政健全化計画に則り、各府省ごとにマイナスシーリングを設定することにより、行政事業レビューの徹底を促し、政府の無駄の根絶を図ること。 ○EBPM（証拠に基づく政策立案）を徹底するため、各府省が作成している「ロジックモデル」は行政事業レビューシートの中に織り込み、すべての事業について、めざしている成果目標（アウトカム）に対し、当該事業が有効であり、かつ、他のとりうる施策よりも効果が高いことを、少なくともロジカルに説明できるようにすること。 ○たとえば「ポストク1万人計画」のように、政策の基本的な方向性が適切でなかったことが明白となった場合には、これを糊塗するのではなく、迅速な方向転換を促す仕組みを設けること。 ○歳入に関しては、マイナンバー制度と消費税におけるインボイス導入を活用し、所得捕捉の徹底を図ること。	—

項 目	内 容	特記事項	
VI. 貿易政策			
6-1	<p>2021 (貿易) 「自由で開かれた」 国々における経済連 携強化</p>	<p>○ T P P 11については、米国に対し早期復帰を求めるとともに、英連邦諸国、インド太平洋諸国、ラテンアメリカ諸国、E Uなどに対して、早期参加を働きかけていくこと。</p> <p>○ T P P 11の一層の強化と参加国の拡大をめざし、 ・ T P P 11のウイークポイントであるわが国の例外的に低い関税撤廃率を是正すべく、関税が残されている品目の将来的な撤廃に向け、国内での検討を積み重ねていくこと。 ・ わが国として T P P 協定第19.3条を遵守するため、I L O基本8条約中未批准2条約(強制労働の廃止に関する条約…第105号、雇用及び職業についての差別待遇に関する条約…第111号)の早期批准を行うこと。</p> <p>○ R C E P(地域的な包括的経済連携協定)において定められた知的財産、電子商取引、競争、政府調達、紛争解決などのルールが、参加国において遵守されるよう、企業からの情報収集に努め、必要な場合には躊躇なく紛争解決手続きを進めること。</p> <p>○ 米国の自動車・自動車部品輸入関税に関しては、2019年12月に発効した日米貿易協定において、「撤廃に関して更に交渉する」と明記されているが、遅くとも T P P 交渉において合意されたスケジュールで関税撤廃されるよう、米国との交渉を進めていくこと。</p> <p>○ さまざまな国際ルールや基準の策定に際しては、日本の取り組みに対する諸外国の理解促進を図り、あわせて、共感し合える国々との連携強化を果たしていくことにより、議論をリードしていくこと。</p>	<p>◇ 2022年7月、I L O第105号条約は日本で批准された。</p> <p>◇ 2025年2月、トランプ米国大統領はカナダとメキシコからの輸入品に25%の関税を課す大統領令に署名した。また、経済産業省・日本貿易振興機構は、第2次トランプ政権が発表した関税措置により、賦課対象となった地域に展開する中堅・中小企業などを支援するための相談窓口を開設した。</p>
6-2	<p>2020(貿易) 安全保障貿易管理に おける判断の明確化</p>	<p>○ わが国における安全保障貿易管理については、企業が認識しないまま違反に問われることがないよう、また企業活動が委縮することのないよう、可能な限り明確化を図ること。</p> <p>・ リスト規制の対象品目に関しては、一般的に使用されている名称を併記、または例示すること。</p> <p>・ キャッチオール規制において輸出者に委ねられている判断(輸入先等において大量破壊兵器等の開発等に用いられるか否か、輸入者・需要者が大量破壊兵器等の開発等を行う(行っていた)か否か)については、可能な限り経済産業大臣が判断を行っていくこと。</p>	
VII. 労働政策			
7-1	<p>2019 (企業行動・成果配 分) 「生産性運動三原 則」の具体化に向け た取り組み</p>	<p>○ 「生産性運動三原則」の具体化に向け、政労使で協議する枠組み、とりわけ主要な産業ごとに協議する枠組みを構築すること。</p>	<p>◇ 2023年3月15日、8年ぶりに政労使会議実施。</p>
VIII. 国際労働政策			
8-1	<p>2021 (C L S) 国内外における中核 的労働基準の確立</p>	<p>○ I L O基本8条約中未批准2条約(強制労働の廃止に関する条約…第105号、雇用及び職業についての差別待遇に関する条約…第111号)のうち、第105号に関しては、国家公務員法、地方公務員法の罰則規定の改正後ただちに批准を行うこと。第111号については、ただちに批准を行い、その後、公務員の政治活動の規制のあり方に関して検討を進め、必要な改善を行っていくこと。</p> <p>○ 「責任ある企業行動のためのO E C Dデュー・ディリジェンス・ガイダンス」を参考に、日本版ガイダンスを作成すること。新興国、途上国では、中核的労働基準が遵守されない状況も見られることから、海外事業拠点を有する企業に対し、人権デュー・ディリジェンスの義務化を図ること。</p> <p>○ 公労使およびI L Oなどが参画し、日本企業の海外事業拠点における建設的な労使関係構築に向けた「海外事業拠点労使関係ガイドライン」を策定すること。ガイドラインでは、企業に対し、中核的労働基準(結社の自由・団体交渉権、強制労働の禁止、児童労働の廃止、差別の排除)の厳守を促すこと。</p>	<p>◇ 2022年6月の第110回I L O総会で、中核的労働基準に「安全で健康的な労働環境」が追加され、5分野10条約となった。</p> <p>◇ 「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(2022年9月)策定。</p> <p>◇ 2022年7月、I L O第105号条約は日本で批准された。</p>

項 目	内 容	特記事項
8-2 2019 (CLS) 中核的労働基準遵守 の促進	<p>○新規に海外で事業展開を図ろうとする企業に対し、海外事業拠点での中核的労働基準遵守について、とくに注意を喚起すること。</p> <p>○在外公館においても、現地日系企業に関する情報収集、日系企業に対する情報提供に努めること。</p> <p>○日系企業に関し、OECD多国籍企業ガイドライン違反として、現地の労働組合から日本のNCP（ナショナル・コンタクト・ポイント＝各国連絡窓口）に個別事例の提起があった場合には、1年以内の解決という規定を踏まえ、現地裁判の動向に関わらず迅速な対応を行うこと。</p> <p>○CSRでは、多国籍企業はILO基本8条約など国際的に確立された規範の遵守が求められているが、労働者の組合非加入の権利は国際規範としてみなされており、ユニオンショップが有効かどうかは、ILOが各国国内法の判断に委ねており、かつわが国においては、ユニオンショップが合法とされていることから、ユニオンショップはCSRに抵触しないことについて、政府として業界団体などへの周知を図っていくこと。</p> <p>○国際連合が2011年に策定した「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づく「ビジネスと人権に関する国別行動計画（NAP）」を早急に策定し、G20ハンプルク首脳宣言において奨励されている国際枠組み協約＝グローバル枠組み協定（GFA）を推奨していくこと。</p>	<p>◇「『ビジネスと人権』に関する行動計画（2020－2025）」策定（2020年10月16日）。</p>
8-3 2021 (外国人材) 外国人技能実習制度、特定技能制度の 制度目的に即した見直し	<p>○技能実習生をはじめとする外国人材について、コロナ禍の下においても、雇用調整助成金などを活用し、日本人従業員と同様、企業が雇用確保に全力を尽くすよう、政府として徹底を図っていくこと。</p> <p>○「事業上・経営上の都合」で実習先が団体監理型の「技能実習を行わせることが困難となった」技能実習生に関しては、実習先、監理団体の責任で円滑な転籍を図ることはもちろん、技能実習制度を創設した日本政府が、外国人技能実習機構を通じて、実習先確保の最終的な責任を果たすこと。</p> <p>○「本音と建前の乖離」が問題となっている外国人技能実習制度については、特定技能の導入に伴い、純粹に途上国・新興国への技能移転を図る、本来の趣旨に沿った制度となるよう、抜本的な見直しを行うこと。具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権確保や賃金・労働諸条件の向上の促進という観点に立った、制度の総ざらい的な見直しを行うこと。 ・技能実習生1号・2号について、通常の労働者と同様の解雇要件が適用されるとすれば、同一職種を前提に、通常の労働者と同様の労働移動（実習先の変更）の自由を確保すること。 ・「技能実習に関する二国間取決め（協力覚書）」の締結できていない国からの受け入れは取り止めること。 <p>○産業・企業が特定技能制度を利用するに際しては、十分な賃金・労働諸条件が提供されているにもかかわらず、国内人材を確保できないことの立証を要件とすること。例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定産業分野の指定に際しては、当該産業の若年者の賃金水準が少なくとも全産業平均以上であることを要件にすること。 ・企業が特定技能外国人を採用する場合、ハローワークにおいて、地域における全産業平均以上の募集賃金を提示してもなお、国内人材を確保できないことの立証を義務づける「労働市場テスト」を実施すること。 <p>○外国人技能実習制度および特定技能について見直しを行うに際し、超少子高齢社会とDXの下におけるわが国の長期的労働力需給と人材の多様性の観点を踏まえ、わが国における外国人材の受け入れのあり様、たとえば、受け入れ規模のあり方や国籍の取り扱い、生命の安全と国際人権規約の示す人権の保障、適正な賃金・労働諸条件、良好な職場環境・生活環境の確保などの観点について国民的議論を行い、基本政策を確立し、具体的な施策に反映させていくこと。</p> <p>○外国人技能実習制度および特定技能における「日本人が従事する場合の報酬の額と同等以上」との要件を実効的に確保するため、外国人技能実習生および特定技能外国人の賃金について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本人従業員の賃金台帳との比較。 ・ハローワークにおける募集賃金など地域の賃金水準との比較。 <p>を行い、「同等以上」かどうかのチェックを行っていくこと。</p> <p>○外国人技能実習生、特定技能外国人に加え、留学生に関しても、母国の送出機関の規制に関し、日本政府の関与を強化すること。</p> <p>○外国人技能実習生の死亡などに関し、継続的に情報を公開するとともに、外国人材について、生命の安全と国際人権規約の示す人権の保障、適正な賃金・労働諸条件、良好な職場環境・生活環境の確保などの状況について、詳細な掌握に努め、たとえば「外国人労働者白書」を作成し、公表すること。</p>	<p>◇2024年6月、出入国管理法などが改正され、技能実習制度に代わって育成就労制度に見直し。</p>

